

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p.1
2. 学部、学科等の特色	p.4
3. 学部、学科の名称及び学位の名称	p.6
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p.7
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	p.15
6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p.18
7. 施設、設備等の整備計画	p.21
8. 入学者選抜の概要	p.24
9. 取得可能な資格	p.31
10. 実習の具体的計画	p.32
11. 企業実習(インターンシップを含む)や海外語学研修等の 学外実習を実施する場合の具体的計画	p.37
12. 管理運営	p.38
13. 自己点検・評価	p.42
14. 情報の公表	p.46
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	p.50
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p.56

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学の目的・教育研究上の理念

学校法人常翔学園が設置する広島国際大学は平成 10 年 4 月に開学し、現在、保健医療学部をはじめ、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部の 8 学部 10 学科を擁している。本大学は『命の尊厳と豊かな人間性』を基本とした上で、『新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍する職業人を育成する。』ことを教育の理念とし、『ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』を目的に掲げ、教育研究を行っている。

これらの理念・目的の下、開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、これまで有為な人材を数多く輩出している。

(2) 設置する学部・学科の構成

今般設置する「救急救命学科」は、基礎となる学科の「保健医療学部 医療技術学科救急救命学専攻」を改組し、新たに「保健医療学部」の学科として設置する。

《表》 保健医療学部救急救命学科の構成

学部名	学科名	入学定員	収容定員	位置
保健医療学部	救急救命学科	50 人	200 人	【東広島キャンパス】 広島県東広島市黒瀬学園 台 555 番地 36

(3) 設置の趣旨・必要性

18 歳人口の減少など高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、特に中四国地区においては、都市圏への学生の流出により、定員割れとなる大学も少なくない。

このような状況の中、本大学が将来像「ともにしあわせになる学び舎」の実現を

目指し、持続可能な大学となるために、地域・社会の多様な期待や要請に応え、信頼と支援を得るよう改革を進めることが重要となる。このため、教育・研究の質の向上を図り、健康・医療・福祉分野の総合大学としての特色を活かした、教育組織の構築や教育内容の充実、教育方法の改善などの大学改革を行い「地域の健康を守り、しあわせづくりに貢献する」ことが重要であると考ええる。

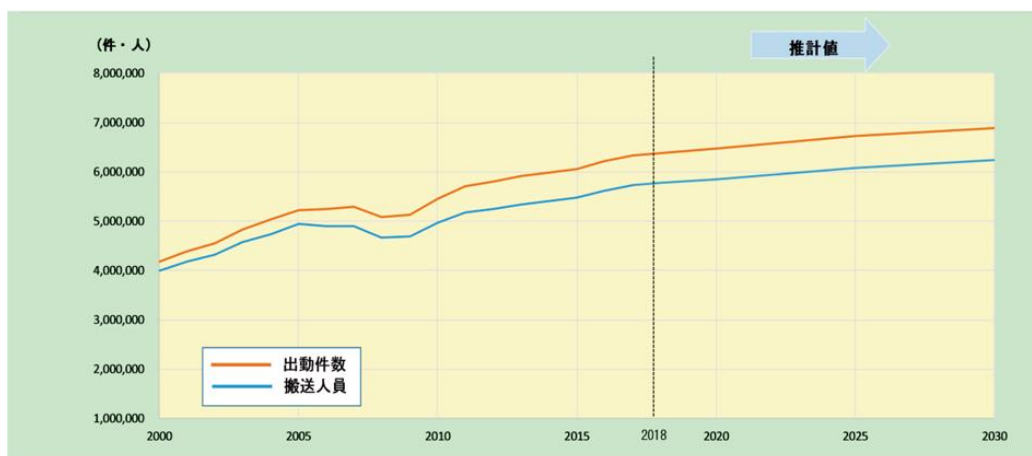
以上のことから、高等教育を取り巻く社会情勢の変化や進学希望者の動向を踏まえるとともに、特に今般設置する「救急救命学科」は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化等により、救急医療が多様化、高度化するとともに、救急車両の出場回数が、年々増加傾向にある中、病院前救護で適切な判断・処置ができる質の高い「救急救命士」の需要が高まっていることを背景に設置するものである。

[1] 地域社会を取り巻く状況と地域社会への貢献

消防庁では高度化する救急需要に応えるため、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。また、救急救命士の処置範囲拡大等救急高度化に伴うメディカルコントロール体制の充実・強化が推進され、高齢化に伴う地域包括ケアシステムでの活動等、今後も高い需要があると考えられる。さらに、日本では自然災害が頻発し、災害への関心が高まる中、病院前救護を担う「救急救命士」の重要性が益々増大している。

このような状況を踏まえ、「保健医療学部 医療技術学科 救急救命学専攻」を「保健医療学部 救急救命学科」に改組し、地域社会・国際社会への貢献に資することのできる人材を養成し、社会の要請に応える。

救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



出展：平成30年版消防白書（第4節救急体制／5. 救急業務を取り巻く課題）

【別紙資料1】「平成30年版消防白書（抜粋）第4節救急体制」

〔2〕地域社会からの要望

本学科の設置計画を策定する上で、救急救命学科における教育や人材育成と卒業生に対する採用意向に関して、人材需要の動向など社会の要請を踏まえた客観的根拠となるデータから検証することを目的として、全国の本大学への求人実績のある企業・団体及び医療機関などを対象として、救急救命学科における教育や人材育成と救急救命学科の卒業生に対する採用意向に関するアンケート調査を実施した。

その結果、救急救命学科において養成する人材や教育に対し、回答件数 296 件の約 50%にあたる 150 件が必要性を認めており、このことは、救急救命学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等、社会の要請を踏まえたものであることを示している。

また、広島国際大学の救急救命学科で学んだ卒業生の採用については、69 件が「採用対象となる」と回答しており、「おそらく採用対象になる」と回答した 32 件と「採用対象として検討してもよい」と回答した 61 件とを合わせると、回答件数 293 件の約 55%にあたる 162 件が、広島国際大学の救急救命学科で学んだ卒業生に対する採用意向を示していることから、卒業後の進路については十分な見通しがあると考えられる。

【別紙資料 2】「広島国際大学学部/学科に関するアンケート【企業対象】 調査結果報告書の抜粋」

（4）人材養成の目標

〔1〕研究対象とする学問分野と教育研究上の目的

本学科では、研究対象とする中心的な学問分野を「救急救命学分野」とし、教育研究上の目的を「日々進歩し続ける病院前救護に対応できる救急救命の専門知識および実践力を身につけ、病院前救護と地域社会に貢献できる質の高い救急救命士を育成する」としている。

このことから、救急救命学科では、病院前救護で適切な判断・処置ができる「救急救命士」としてふさわしい豊かな人間性と教養、救急救命学の広い領域での基礎的知識・技術を修得し、地域社会・国際社会への貢献に資することのできる救急救命士を育成する。

また、同大学内の健康・医療・福祉系学部・学科の教育・研究と密接に関連させることにより、それぞれの専門職と連携する能力を高め、チーム医療の一員として活躍できる人材を養成する。さらに救急活動や救急統計を研究・分析し業務改善につなげる能力を持てる人材を育成する。

〔2〕養成する人材と教育目標

近年、急速な高齢化による疾病構造の変化や救急医療の高度化は目覚ましいものがある。このような状況下において、病院前救護を担う救急救命士の重要性は益々増大しており、病院前救護で適切な判断・処置ができる「救急救命士」としてふさわしい豊かな人間性と教養、専門職となるための基礎的知識・技術を修得し、地域社会・国際社会への貢献に資することのできる救急救命士を育成する。また、同大学内の医療系学部・学科の教育・研究と密接に関連させることにより、それぞれの専門職と連携する能力を高め、チーム医療の一員として活躍できる人材を養成する。

さらに、健康・医療・福祉分野の総合大学としての広島国際大学の特徴を活かした、異なる医療職を目指す学生が共に学ぶ専門職連携教育（IPE）を行い、チーム医療の重要性やチームを構成する各々の職業人の役割についての理解を深め、医療チームの牽引役となる能力を身につけた社会に貢献する医療人の育成を目指す。

本学科では、こうした人材養成を目指し、学生に学位を授与するに当たり学生が卒業までに修得すべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマポリシー）を以下のとおり定めることとし、教育課程における「スタンダード科目」「オプション科目」「専門教育科目」の科目群に配置している講義科目及び演習科目や実習科目の体系的な履修を通して、学位授与の方針を達成するための教育を展開する。

【ディプロマポリシー（学位授与の方針）】

- ① 救急救命士としての強い使命感と責任感を持つとともに、豊かな人間性と高い倫理観を身につける。
- ② 救急救命士として必要な専門的な医療技術に対応できる知識と技能を身につけ、医療現場で活躍できる。
- ③ 救急現場活動で必要とされるコミュニケーション能力やリーダーシップを身につけ、「いのちのそばに、ひととともに」を共有するチーム医療に貢献できる。
- ④ 地域における救急医療でのさまざまな問題について、専門的な立場から適切な情報提供と対応ができる。
- ⑤ 病院前救護のスペシャリストとして常に高度専門技術の向上に努め、研修・研鑽を行う意欲を持つ。

2. 学部、学科等の特色

本大学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、同答申の「高度専門職業人養成」「社会貢献（地域貢献・産学官連携等）」に重点を置いている。

この方針に基づき、「救急救命学科」では、救急救命学分野の第一線で活躍できる「高度専門職業人」の養成と、高齢化が急速に進展する中で、今後ますます社会

的ニーズが高まる救急医療分野において、本学科の教育・研究を広く「社会貢献（地域貢献）」活動として展開するべく、次の特色を持つ学科として設置する。

（１）新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得

全学生が必修科目として学ぶ「スタンダード科目」では、大学や社会生活で必要な日本語能力（日本語リテラシー）や数理的思考能力（科学リテラシー）や問題解決型演習等、主体的・対話的な深い学びを通して、自らの成長を実感できる教育を行い、オプション科目では、健康・医療・福祉分野の職業人としての人格形成を目的として、幅広く深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性を育む教育を行っている。また、専門教育では、救急救命学のほか人体構造学、生理学、微生物学といった医学の基礎を学び、救急救命学に関しては、医療現場で使用されている実際の救急自動車を導入し、住宅内を再現した実習室を使用する等、さまざまな状況でのけが人や疾病者の搬入・搬出、救急自動車内での救急救命処置のトレーニングを徹底的に行うことで、現場に役立つ知識と技術を身に付けることができる。

これらの教育を通して、新しい時代が求める専門的な知識と技術を修得し、健康・医療・福祉の分野において活躍しうる専門職業人の育成を行う。

（２）公務員試験と国家試験対策

救急救命士の勤務先の多くは消防であり、消防官を目指すには通常の就職活動と異なり、４年次に行われる公務員試験に合格する必要がある。このため、本学科では、公務員試験対策を２年次から授業として開講しており、４年次には救急救命士の国家試験対策として模擬試験や補習を行っている。

（３）チーム医療の現場を体感する「専門職連携教育（IPE）」

学部・学科を越えてチーム医療について演習することで、自分の専門職である救急救命士の役割が明確に分かるだけでなく、各専門職の役割や技能も理解でき、チーム医療の一員として貢献できる人材を養成する。この専門職連携教育ができるのは、健康・医療・福祉分野の総合大学である本大学ならではの強みである。

（４）経験豊富な教員の指導

救急現場を２０年以上経験してきた教員が家族対応や医療機関との連携まで、緻密な指導を行う。また、防災訓練への参加など学外授業も豊富であり、救急救命の先進地米国や国内の救急体制の視察研修を行う。

3. 学部、学科の名称及び学位の名称

本学科は、「救急救命学の広い領域での知識・技術をもとに、日々進歩し続ける病院前救護の変化に対応できる能力や医療チームの牽引役になることができる能力、さらに救急活動や救急統計を研究・分析し業務改善につなげる能力を持てる人材を育成する。」ことを人材養成の目的としていることから、学科名称を「救急救命学科」とするのが適切であると考えます。このことから、本学科の所定の課程を修了した者に付与する学位及び称号は「学士（救急救命学）」とする。

なお、英訳名称については、下記のとおり、国際的な通用性があり、一般に認知されている名称とする。

学部名 (英訳)
保健医療学部 (Faculty of Health Sciences)
学科名 (英訳)
救急救命学科 (Department of Prehospital Emergency Medical Sciences)
学位名 (英訳)
学士（救急救命学） (Bachelor of Emergency Medical Technology)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 科目区分の設定とその理由

本学科では、教育研究上の目的を実現し、人材を養成するために、教育課程を「スタンダード科目」「オプション科目（「ベーシック」「アドバンスド」「留学生特例科目）」、「専門教育科目（「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野）」の3つの科目区分から編成することとする。「スタンダード科目」「オプション科目」においては、中央教育審議会答申（平成24年12月24日「学士課程教育の構築に向けて」）で示されている「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえた科目区分を設定するとともに、科目区分ごとの目的を明確にした上で、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置した教育課程を編成している。

「専門教育科目」では、「救急救命士」の資格取得につながる学修を主たる目的とすることから、「救急救命士学校養成所指定規則」に沿った授業科目構成とするとともに、講義と演習・実習科目を体系的に対応させ、理論と技術が一体となった学修プログラムを配している。また、時代の要請と社会実勢に応じた内容の授業科目と教授方法を取り入れ、1年次から専門教育科目を配置することで「救急救命士」としての意識を早期から高める。

さらに、健康・医療・福祉分野の総合大学として、チーム医療の一員として多職種と協働できる人材育成のため専門職連携教育に力を入れ「専門職連携教育(IPE)」を全学必修科目として配置している。以下、教育課程の編成や授業科目の設定について基本的な考え方をカリキュラムポリシーとして示す。以下、教育課程の編成や授業科目の設定について基本的な考え方をカリキュラムポリシーとして示す。

【カリキュラムポリシー】

教育研究上の目的は急速に高度化・専門化する救急の現場に対応でき、さらに、人間性を尊重し、心豊かな医療人として規律をもって活躍できる救急救命士を育成することです。この目的を達成するために以下のカリキュラムを編成します。

- ① 初年次から始まる専門職連携教育を通じて、救急救命士としての倫理観および職業観を養い、高いモチベーションで学び続ける姿勢およびチーム医療に必要な協働能力を育みます。またスタンダード科目とオプション科目では、個々の豊かな人間性と自主的に課題発見、探求する姿勢を育みます。
- ② 初年次から2年次にかけて学ぶ専門基礎科目を通じて、救急救命士に必要な人体構造や生理、病理など医学分野の基礎学力を育み、さらに2年次以降の専門科目では、救急現場活動や災害システム、救急症候・病態生理、外傷救急の各分野について学びます。

- ③ 全学年に配当されている実習科目を通じて、救急救命士に必要な技術の修得を目指します。初年次から2年次に行う救急救命処置実習では、救急救命士として必要な観察・処置技術の基礎を、3年次に行う救急救命高度実習では、救急救命士が医師の指示を得て行う医療行為（特定行為）を修得し、4年次の救急救命総合実習では救急現場活動で必用な実践能力を修得します。さらに、学外実習として救急システム実習Ⅰ・Ⅱ（消防署見学、防災訓練参加）、Ⅲ・Ⅳ（救急自動車同乗実習、病院実習）を通じて救急災害医療に携わる医療関連従事者の役割について学びます。
- ④ 4年間の学修の集大成としての卒業研究では、専門職業人として必要な問題解決力や情報発信力を、さらに就職試験（公務員試験）、国家試験合格に向けた知識・能力を身につけます。

（２）教育課程の特色及び履修順序の考え方

本学科で設定している教育課程の特色は、本大学の全学部・学科に共通して必修科目として開講される授業科目群「スタンダード科目」を、1年次を中心に配置し、さらに、より総合的な思考力を持った豊かな人間性を培うと同時に専門分野の学びを深めていく際に必要となる基礎知識が得られるよう「オプション科目」を配置しているところにある。これに併せて「専門教育科目」では、各分野の専門教育の導入的な科目と専門教育の根幹となる科目、更にそれらを応用し実践を踏まえた展開を図る科目から構成していることである。

〔１〕スタンダード科目（全学必修科目）

スタンダード科目は、全学生が必修科目として学ぶものであり、以下の科目を配置する。

① 「アカデミックリテラシー」（1単位）

大学生活や社会に出てから必要とされる正しい日本語と数理的思考能力を育成する科目

② 「チュートリアル」（1単位）

少人数制（8～9人程度）による問題解決型演習を通じて学修の仕方を修得する科目

③ 「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」（各1単位）・「英語リーディングⅠ、Ⅱ」（各1単位）

グローバル社会で活躍する職業人として必要なコミュニケーション能力の修得を目的とする科目

④ 「デジタルコミュニケーション」（1単位）・「データサイエンスⅠ」（1単位）

現代社会で活躍する社会人や職業人に必要な情報技術と知識を得るための科目

⑤ 「スポーツ学」（1単位）・「スポーツ実習Ⅰ」（1単位）

健康で豊かな生活を送るために必要な運動の技術と知識を得る科目

- ⑥ 「専門職連携基礎演習Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）・「専門職連携総合演習Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）

健康・医療・福祉に関わる様々な職種について理解し、連携することの重要性を学ぶ科目

- ⑦ 「地域創生と危機管理」（1 単位）

自らが地域と関わり、いかに貢献していけるかを学修していく科目

[2] オプション科目（学部共通）

「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての基礎的能力のさらなる向上と豊かな人間性を涵養することを目的として配置している科目群であり、「ベーシック」と「アドバンスド」「留学生特例科目」に分けられる。

1) 「ベーシック」科目群

「ベーシック」科目群は、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の 6 つの領域から編成され、以下の科目を配置する。

① 「グローバル領域」

「中国語Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）・「ドイツ語Ⅰ、Ⅱ」（各 1 単位）

中国語とドイツ語による基本的コミュニケーション能力を身に付ける科目。

② 「情報学」領域

「プログラミングⅠ」（1 単位）

コンピュータプログラムの作成に関する知識と技能を修得するための科目。

③ 「人間と文化」領域

「哲学」（2 単位）・「文学」（2 単位）・「心理学」（2 単位）・「芸術学」（2 単位）・「文化人類学」（2 単位）

人間の文化や社会に関する基本的な知識と複合的な視点を養う科目。

④ 「人間と社会」領域

「法学」（2 単位）・「経済学」（2 単位）・「歴史学」（2 単位）・「政治学」（2 単位）

現代社会が直面する基本的な諸問題に関する知識と総合的に判断し対処する能力を養う科目。

⑤ 「人間と自然」領域

「統計学」（2 単位）・「数学基礎」（1 単位）・「数学」（2 単位）・「物理学」（2 単位）・「化学」（2 単位）・「生物学」（2 単位）・「科学

実験 a」 (1 単位) ・ 「科学実験 b」 (1 単位)

統計における分析の方法や数量的スキル、生物学や科学的思考の基盤を培うための科目。

⑥ 「総合」 領域

「日本語表現法」 (2 単位) ・ 「コミュニケーション論」 (2 単位)

日本語を用いて自分の意思や感情を相手に伝えることができる表現能力を修得するための科目。

2) 「アドバンスド」 科目群

「アドバンスド」 科目群では、「ベーシック」 科目群の領域をさらに幅広く学ぶものとして「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の 6 領域を配置し、さらに「保健体育」領域を加えて編成している。これら「アドバンスド」の科目群は、卒業までに必要な時期に学べるよう、以下の科目を配置する。

① 「グローバル」 領域

「Reading & Writing」 (1 単位) ・ 「英語プレゼンテーション」 (1 単位) ・ 「検定英語」 (1 単位) ・ 「グローバル化と人間 a」 (1 単位) ・ 「グローバル化と人間 b」 (1 単位)

② 「情報学」 領域

「データサイエンスⅡ」 (1 単位) ・ 「データ解析」 (1 単位) ・ 「プログラミングⅡ」 (1 単位)

③ 「人間と文化」 領域

「人間と文化 a」 (1 単位) ・ 「人間と文化 b」 (1 単位)

④ 「人間と社会」 領域

「人間と社会 a」 (1 単位) ・ 「人間と社会 b」 (1 単位)

⑤ 「人間と自然」 領域

「人間と自然 a」 (1 単位) ・ 「人間と自然 b」 (1 単位)

⑥ 「総合」 領域

「教養ゼミ」 (1 単位)

⑦ 「保健体育」 領域

「スポーツ実習Ⅱ」 (1 単位) (「スタンダード科目」スポーツ実習Ⅰの発展系)

3) 「留学生特例」 科目群

「留学生特例」 科目群では、留学生対象科目として「人間と社会」「グローバル」の 2 領域を配置し、以下の科目を配置する。

- ① 「人間と社会」領域
「日本事情 a」 (2 単位) ・ 「日本事情 b」 (2 単位)
- ② 「グローバル」領域
「日本語Ⅰ」 (2 単位) ・ 「日本語Ⅱ」 (2 単位)

[3] 専門教育科目

専門教育科目では、「救急救命士」の資格取得につながる学修を主たる目的とすることから、「救急救命士学校養成施設指定規則」に沿った授業科目構成とする。また、職業人としての資質や能力を身に付ける上で、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮しながら系統性と順次生のある編成が重要であり、講義と演習・実習科目を対応させ、理論と技能が一体となるように構成し、各年次に適切に配置することにより救急救命士資格に求められる教育を系統的に行うように編成している。具体的には、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」「専門総合分野」の4つの領域による編成としている。

1) 基礎分野

救急救命士学校養成所指定規則で定められている基礎分野の教育内容『科学的思考の基礎 (7 単位)』『人間と人間生活 (1 単位)』に沿った科目を配置している。1、2 年次を中心に配置した必修科目「救急実務英語」「ライフサイエンス論Ⅰ」「ライフサイエンス論Ⅱ」「救急統計学」「ビジネスマナー論」に加え、選択科目として「自然災害防災論」を配置し、自然災害の特徴や災害発生後の行政機関の対応について学ぶ。救急救命学の広い領域での基礎的知識を修得し、専門分野を学ぶ上で重要な基礎科目とする。

2) 専門基礎分野

救急救命士学校養成所指定規則で定められている専門基礎分野の教育内容『人体の構造と機能 (5 単位)』『疾患の成り立ちと回復の過程 (4 単位)』『健康と社会保障 (2 単位)』に沿った科目を配置している。人体の構造と機能を学ぶ「人体構造生理学Ⅰ」「人体構造生理学Ⅱ」、疾患の成り立ちと回復の過程について学ぶ「病理学」「生化学」「薬理学」「救急検査概論」の講義科目と、「人体構造生理学実習」の実習科目を置く。さらに、健康と社会保障について学ぶ「公衆衛生学」を配置し、理論に裏付けされた実践技術への基礎として、専門分野を学ぶ上で重要な専門基礎科目とする。これらは、1 年次から 3 年次にかけて段階的に配置し、全て必修科目とする。

3) 専門分野

救急救命士学校養成所指定規則で定められている専門分野の教育内容『救

急医学概論（9 単位）』『救急症候・病態生理学（8 単位）』『疾病救急医学（8 単位）』『外傷救急医学（4 単位）』『環境障害・急性中毒学（1 単位）』『臨床実習（29 単位）』に沿った科目を配置している。

『救急医学概論』では、救急業務の歴史、救急医療体制、救急隊の編成、救急自動車装備、通信体制、搬送方法や救急活動に関連する法律など、救急救命士になる上での基本的な知識を学ばせる。さらに、国内外の災害時の救急医療体制、医療通信網、傷病者搬送システムなど救急救命士の業務、災害医療の沿革・医療制度を理解するとともに、外傷傷病者の重症度・緊急度判定、重症外傷傷病者の救命に重要な現場活動の基礎、評価と観察などを修得させる。「生命倫理」「病院前救急医療概論」「救急災害システム論」「救急関係法規」「救急救命処置概論」「災害・救護ボランティア演習」を必修科目として配置する。

『救急症候・病態生理学』では、救急救命士の活動に必要な疾病者の生命の危機回避、搬送に必要な症候及び病態生理の基本的な知識について学ばせる。さらに、緊急度・重症度、基本的な観察・処置や医療機関の選定、救急現場での対応についても学ばせる。「救急症候・病態生理学Ⅰ」「救急症候・病態生理学Ⅱ」「臨床病態学Ⅰ」「臨床病態学Ⅱ」を必修科目として配置する。

『疾病救急医学』では、一連の活動を行うために必要なコミュニケーションスキル、搬送方法や傷病者対応など、救急現場活動に必要な知識や手技を学ばせる。さらに、医師の具体的指示のもとに行う特定行為の静脈路確保とアドレナリン投与などの救急救命処置について修得させる。また、小児の発達、小児の疾患の特徴を示し、救急蘇生における留意点を学ばせる。さらに、産婦人科領域や精神医学における救急救命士の役割、観察法、緊急度の判定法等についての知識を修得させる。「救急現場活動学」「特定行為処置論」「小児科学」「産婦人科学」「精神医学」を必修科目として配置する。

『外傷救急医学』では、創傷治癒、出血と止血、感染について理解させた後に、受傷機転、外傷性ショック、現場活動といった観点から、医療従事者として知っておくべき外傷関連の知識を学ばせる。さらに、頭部外傷、胸部外傷、腹部外傷、多発外傷、妊婦・小児・高齢者の外傷について、発生機序と病態ならびに症状を十分に理解させたうえで、救急救命士として現場で行うべき傷病者への対応として症状の観察、判断と処置、搬送時の注意点を修得させる。「外傷救急医学Ⅰ」「外傷救急医学Ⅱ」を必修科目として配置する。

『環境障害・急性中毒学』では、環境因子、中毒物質、放射線などによる障害の発症機序、病態、症状観察、応急処置ならびに搬送の基本知識を理解させ、たうえで、医薬品、農薬、工業薬品、ガス、アルコール、自然毒、家庭用品、覚醒剤による中毒の具体例を修得させる。「環境障害・急性中毒学」を必修科目として配置する。

『臨地実習』では、救急救命処置の、基本となる知識と技術を演習・実習により体得させる。

救急救命士が行う救急救命処置の中で最も基本となる疾病者の観察や応急処置について学ぶ「救急救命処置実習Ⅰ」「救急救命処置実習Ⅱ」、消防署見学や防災訓練参加などを通して、消防機関の救急活動や救急システムの概要について修得させる「救急システム実習Ⅰ」「救急システム実習Ⅱ」を1年次に必修科目として配置し、2年次には1年次に学んだ基本的な技術を元に、様々な状況や緊急度・重症度の高い疾患に対応できる救急救命処置技術・救急救命活動を身に付けさせる「救急救命処置実習Ⅲ」「救急救命処置実習Ⅳ」を必修科目として配置する。また、2年次には救命法・応急手当等を指導・普及に関する知識と技能について学ぶ「応急手当実習Ⅰ」「応急手当実習Ⅱ」を必修科目として配置し、さらに、地域社会・国際社会への貢献に資することのできる救急救命士を育成することを目的に「国内救急救命事情」「国際救急救命学」を選択科目として配置し、いずれかを1科目を選択必修とする。

3年次には、これまでの実習で学んだ知識・技術を総合的に復習し救急救命士に必要とされる観察・処置技術を確認たるものとさせるため「救急救命高度実習Ⅰ」「救急救命高度実習Ⅱ」を必修科目として配置し、さらに、救急自動車に同乗し実習を行う「救急システム実習Ⅲ」、救急病院での実習を行う「救急システム実習Ⅳ」を必修科目として配置し、学内での講義、演習、実習で得た知識、技能等を臨床の場で生かし、実践的な技術を修得させる。

4年次には、これまでの実習で学んだ救急救命処置技術を総括する。様々な症例のシナリオや高度シミュレーターを用いた実践的なシナリオにより救急救命士としての総合的な観察・処置技術を修得させる「救急救命総合実習」を選択科目として配置する。

「卒業研究」では、「卒業研究Ⅰ」を3年次必修科目、「卒業研究Ⅱ」を4年次必修科目として配置し、4年間の集大成として、今までに修得した理論、専門知識をもとに調査・考察を行い、問題を見つけ、分析し研究論文を作成させる。

4) 専門総合分野

1・2年次で学修してきた基礎医学や救急救命活動について総合的に学ば

せ、救急救命士として求められる人物像や医療現場における救急救命士の役割、救急救命士を取り巻く医療体制や制度等の変化について、チーム医療を担う業務内容を学ぶ「救急救命学Ⅰ」「救急救命学Ⅱ」を必修科目として3年次に配置する。4年次には、救急救命士に必要な基礎医学、臨床救急医学について総合的に演習を行う「救急救命学Ⅲ」「救急救命学Ⅳ」、救急救命士に必要な疾病や外傷、急性中毒などの臨床救急医学について総合的に学ばせる「救急救命総合学」を選択科目として配置することで、これまで学修してきた救急救命学に関する専門知識を確固たるものとさせる。

また、2年次から4年次の選択科目として、救急救命士として働く場の多くが消防署であることから、消防職員として必要となる教養等を持ち合わせることを目的とした「教養総合学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を配置する。

【別紙資料3】「保健医療学部 救急救命学科 教育体系図」

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

完成年度における本学科の教員組織は、教授 4 人、准教授 2 人、講師 2 人の専任教員 8 人で構成されている。

専任教員 8 人のうち、7 人は救急救命士として実務経験を持つ教員であり、中には救急現場を 20 年以上経験してきた教員もおり、本学科が目指す、救急救命学の広い領域での知識・技術をもとに、日々進歩し続ける病院前救護の変化に対応できる能力や医療チームの牽引役になることができる能力を持てる人材を育成するために、適任であると考え。もう 1 人は国立大学医学部の救命救急センターで臨床経験を持つ教員であり、救急医学の分野を担当する教員として配置している。

また、指定規則に準じ、救急救命士養成学校として必要な教員数や教育課程の編成方針を踏まえた上で、主要分野の授業科目数や単位数に応じて、各教育内容における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を配置している。

(2) 専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

本学科の専任教員は 8 人で構成する。今般就任する専任教員はいずれも、実務経験が豊かな教員を配置し、表のとおり博士号取得者も十分配置しており、本学科の教育・研究を十分に行える構成となっている。

また、専任教員の職位および年齢構成も、完成年度における平均年齢は 54.4 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。

本大学の定年は満 64 歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、当該年度の 4 月 1 日において満 70 歳以上とならない者を採用することができる。本学科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

職位および博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】 (単位：人)

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教 授	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (1)	0 (0)
准教授	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
講 師	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	3 (0)	2 (2)	3 (1)	0 (0)

※ () 内は、博士号取得者数

【別紙資料 4】「広島国際大学 就業規則」

【別紙資料 5】「任用規定」

【別紙資料 6】「特任教員規定」

(3) 専任教員の育成方針、研究体制

本学科の専任教員は、救急救命士などの臨床家としての側面とともに、研究者として各専門分野において先端の研究活動を遂行し、学会活動並びに各協会や団体における指導的立場として貢献するなど学内外において広く活躍をしている。構成教員は、従来の救急救命学領域の学問体系の枠にとらわれることなく、医学・保健学領域及び社会科学領域との連携を図り、学際的な研究を遂行できるような体制を整えている。

教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅及び若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者科研費申請支援タイプ」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者科研費申請支援タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 7】「学内特別研究助成制度の概要」

（４）完成年度後の教員組織構想

本学科の教員組織の編成においては、完成年度時に定年に達する者 1 人を配置することから、完成年度以後の教員組織構想としては、開設後 4 年間の中堅教員の育成状況を踏まえた新規採用など、教員組織に関する中期的な人事計画を策定することとしている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学科では、1 年次より「スタンダード科目、オプション科目」と「専門教育科目」を配置し、専門職業人を目指す学科として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、臨床実習へ向けて、体系的・段階的に学修を進められるよう配置している。1 年次は、専門教育科目のうち「基礎分野」「専門基礎分野」の科目を中心に行う。2・3 年次では、専門教育科目のうち「専門分野」の科目を中心に講義と演習・実習を行い、4 年次の臨床実習へと進めていく。

「卒業研究」では、将来の医療の発展のために科学的な視点で研究ができることを目標に実施する。

[1] 授業の内容に応じた授業の方法

本学科における授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技術の修得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとしている。また、理論的知識や能力を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式による授業形態を採ることとする。

[2] 授業方法に適した学生数の設定

1 クラスの学生数は、授業科目ごとの授業形態による教育効果を十分に考慮して決定する。講義形式では 50 人とし、実験・実習形式では、実験・実習室の広さ、設備などを十分考慮して、必要に応じて少人数のグループに分けて行うことで教育効果を高める。

チュートリアルなどの演習科目は 6 人～8 人とする。外国語系科目、卒業研究、学内実習・学外実習科目等でも積極的に少人数教育を取り入れて教育効果を高める。

[3] 配当年次の設定

配当年次は、基礎から基幹へと体系的な学修が可能となるようにするとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように配慮した上で、講義・実技科目から演習科目、演習科目から実習科目へと発展させる配当としている。

〔４〕履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点から踏まえたうえで、学生の主体的な学修を促し、教室における学修と教室外の学修を合わせた充実した授業を展開することにより学修効果を高める。そのため、1年間の履修単位数の上限（CAP制）は、48単位以内とする。

〔５〕厳格なる成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における到達目標やその目標を達成するための授業の内容、計画等を明示したうえで、客観的な成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な成績評価を行う。方法として、GPA制度を導入する。

〔６〕長期にわたる教育課程の履修

本大学では、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することができる「長期履修制度」を設けているが、本学科においては導入しない。

（２）履修指導方法

履修指導は、入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルにおける小グループでの指導で行うとともに、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、チュートリアル担当教員等がアカデミック・アドバイザーとなり、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う教職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備する。上限単位数以内での履修や十分な指導を行って、GPA制度を導入し、教育の質の改善につなげる。

また、専門教育科目では、救急救命学の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置しており、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえた上で、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示する。

なお、救急救命士国家試験受験資格を取得するためには、厚生労働大臣が指定する科目を履修する必要があることから、先修科目を含め、履修指導を行う。

【保健医療学部救急救命学科における履修モデル】

① 高度救急救命学志向モデル

「国際救急救命学」「救急救命学Ⅳ」「救急救命総合学」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、消防署・救命救急センター・総合病院・民間救急団体・医療関連施設・防衛庁・大学院博士前期課程進学などである。

② 救急救命学・地域志向モデル

「国内救急救命事情」「救急救命学Ⅳ」「救急救命総合学」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、消防署・救命救急センター・総合病院・民間救急団体・医療関連施設・大学院博士前期課程進学などである。

③ 公安・危機管理志向モデル

「自然災害防災論」「国内救急救命事情」等を選択科目として修得する。主な卒業後の進路は、海上保安庁・警察・自衛隊・警備会社・医療関連施設・福祉施設・大学院博士前期課程進学などである。

【別紙資料 8】「保健医療学部 救急救命学科 教育課程及び履修モデル」

【別紙資料 9】「保健医療学部 救急救命学科 科目認定読替表」

（３）卒業要件

卒業要件は、本大学に４年以上在学し、所定の授業科目について、下表の合計単位以上を修得するよう履修指導を行うことにより、「学士（救急救命学）」の称号を与えることとする。

なお、「臨床実習」において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

＜表＞保健医療学部 救急救命学科 卒業要件

学部・学科名	スタンダード科目	オプション科目		専門教育科目		その他	合計
	必修科目	必修科目	選択科目	必修科目	選択必修科目	選択科目	
保健医療学部 救急救命学科	15 単位	6 単位	4 単位	90 単位	2 単位	7 単位	124 単位

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に 2 キャンパスを有しており、東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m²、呉キャンパス 71,373.85 m²であり、本大学全体では 409,746.83 m²（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。

本学科が設置される東広島キャンパスの運動場及び体育施設については、運動用地が 173,172.11 m²あり、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場 2 面、テニスコート 4 面、体育館、第 1 練習場（柔道場）、第 2 練習場（剣道場 兼 空手道場）、弓道場を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは 1 号館 1 階食堂、2 号館 1 階食堂、2 階コミュニティールーム、8 階自習室を整備するとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 62,112.99 m²、呉キャンパス 55,024.08 m²であり、本大学全体では 117,137.07 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般設置する「救急救命学科」は、東広島キャンパスに置き、既設の医療技術学科救急救命学専攻の施設・設備等をそのまま利用すると共に、新たに 1 号館 3 階に実習室を整備する。各種実習・演習にあたっては、本学科の専用施設である「救急救命学実習室 1」「救急救命学実習室 2」「救急救命学実習室 3」「応急手当実習室」「シミュレーションルーム」を中心施設として教育を行う。

また、本学科専用の施設として、ゼミ室、専任教員の研究室を備えると共に、保健医療学部または他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学修や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究（1 年次から 4 年次）までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

運動場、体育館等のスポーツ施設は、本学科が設置される東広島キャンパスにも整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

本学科の専用施設である各実習室には、それぞれの教育・研究に必要な施設・設備を整備し、救急救命について体系的に学修できる環境を整える。

屋外には救急自動車、「救急救命学実習室 3」には救急自動車カットモデルを整備し、限られた空間や機材において、様々なケースを想定した実践実習を可能とする。また、シムマン 3G といった生体に忠実な解剖学的構造を有したシミュレーターを用い、救急救命士に必要とされる多くの処置・技術を実践的に学ぶことが可能な備品も整備している。さらに、「救急救命学実習室 2」には、トイレ・浴槽・キッチン・居間など、一般家庭を想定した環境での実践実習を行える環境を整備している。その他、指定規則に準じて、学生数に対応した機器・備品を配備している。

なお、設備の整備計画については、これまで大学全体で使用してきた教具 3,026 点、校具 6,812 点、備品 9,838 点を有効的に転用する。これに加え、救急救命学科の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために、既設の医療技術学科救急救命学専攻の設備等をそのまま利用すると共に、収容定員増に伴う設備の整備として、少人数のグループに分けて行う演習・実習において必要となる備品「エクステンジストレッチャー」「高度救急処置シミュレーター」「AED トレーナー」「人工蘇生器」「人工呼吸器」「喉頭鏡セット」等を新たに整備することとしている。

【別紙資料 10】「保健医療学部 救急救命学科 授業時間割表（案）」

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備

既設の保健医療学部医療技術学科救急救命学専攻については、約 1,000 冊程度の専門図書を有し、Prehospital and Disaster Medicine、Prehospital emergency care、近代消防、月刊消防、J レスキュー、プレホスピタル・ケア等の救命救急に関連する主要な国内外雑誌を調べており、今後設置する「救急救命学科」においても、継続して整備する。

また、全学として医学関連図書を約 50,000 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

② 施設の整備

本学科を設置する東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、医療福祉学部、総合リハビリテーション学部、心理学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m²で、閲覧座席数 365 席、視聴覚ブース 11 箇所、学生用端末機 18 台を設置し、館内では有線 LAN、無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 14 台を用意している。

図書館コンピュータシステムにより、全キャンパス図書館の蔵書検索、利用

状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、統合検索システム（Primo）を導入し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス）からのアクセスであれば、本大学が所蔵している図書の検索および本大学で契約している電子ジャーナル・データベース、学術協会等が公開している学術論文、各大学図書館等のリポジトリをキーワードのみで一括で検索でき、学術的に信頼性の高い情報へのアクセスと、学術情報資源を効率よく収集できる環境を調えている。

③ 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの2館、呉キャンパスの計3箇所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、114万冊強の蔵書検索が瞬時にできるうえ、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で4、5日以内に借り受けできる体制となっている。

さらに、本大学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）および ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

少子化等による“大学全入時代”を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「保健医療学部救急救命学科」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。その際、「救急救命士を目指す、誠実で、勤勉で、熱い者」「生命の尊さを重んじ、医療現場で活躍できる実践的な高度専門技術を修得すべく、広い視野を持って、積極的に学習する者」で、急速に進展・高度化・複雑化する医療現場で活躍できる人材を受け入れていく。

保健医療学部救急救命学科の具体的な受入れの方針は、以下のとおりとする。

【アドミッションポリシー（学生受入れの方針）】

救急救命士に求められる高度で専門的な知識・技術に加え、規律を重視し、冷静かつ的確に行動することをめざす人を歓迎します。

＜入学前に修得が望まれる知識・力＞

- 人の命を守り、社会に貢献したいという信念を持ち続けることができる者。
- 救急救命士として必要な知識を学ぶ上で必要となる生物などの自然科学の基礎知識。
- 時間厳守、挨拶などの規律を持ち、何事にも誠実に対応できる能力。

(2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。なお、平成 33 年度入試以降については、「高大接続改革実行プラン」に基づく入試制度改革を実行する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採用入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。

・アドミッション・オフィス入試

- ・推薦入学選考
- ・一般入学試験
- ・センター試験利用入試
- ・社会人入学選考
- ・帰国生徒入学選考

② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。

③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多
元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

① アドミッション・オフィス入試

基礎学力確認問題及び出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、
面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、小論文から
人物的な特性を多面的に評価し、総合的に合格判定を行う。

募集人員：4名

実施時期：9月

選考方法

選考項目	選考内容	配点・満点
小論文	設定されたテーマに関する自己の考えなどについて 600 字以内で小論文を作成する。(60 分)	100 点
基礎学力確認 (筆記)	「英語(長文読解・並び替え英作文・語彙)」、「数学(数学Ⅰ・A)」(60 分)	100 点
面接 [集団面接]	人物評価・入学意欲・高等学校の調査書・エントリーシートなどを総合判定する。 ※集団面接とする。面接時間は、30 分程度。	100 点
合計点		300 点満点

② 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の 50%を超えない範囲の入学者を選抜する。

募集人員：15 名

実施時期：11 月

選考方法

指定校推薦入学選考

選考項目	選考内容	配点・満点
志望理由書	本学を志望する理由を 600 字程度で記入し点数化	50 点
面接〔集団面接〕	人物評価・入学意欲などを総合判定する。	50 点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を 10 倍し点数化	50 点
合計点		150 点満点

公募制推薦入学選考〈併願型〉

選考項目	選考内容		形態	配点満点
基礎素養検査	1 限目	「英語」、「数学Ⅰ・A」の計2教科から1教科選択	・2教科受験 ・各教科100点とする 1限目、2限目の受験教科のうち、高得点教科を選択し判定に使用する ・各60分間（マークセンス）	100点
	2 限目	「国語」「理科（物理基礎、化学基礎、生物基礎から2科目選択）」の計2教科から1教科選択		
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を10倍し点数化			50点
合計点				150点満点

公募制推薦入学選考〈専願型〉

選考項目	選考内容		形態	配点満点
推薦書	スポーツ・文化活動・ボランティア活動、各種資格等を点数化			20 点
基礎素養検査	1 限目	「英語」、「数学Ⅰ・A」の計2科目から1科目選択	・2 教科受験 ・各教科 100 点とする 1 限目、2 限目の受験教科のうち、高得点教科を2 教科選択し判定に使用する ・各 60 分間（マークセンス）	100 点
	2 限目	「国語」「物理基礎、化学基礎、生物基礎から2科目選択」の計2科目から1科目選択		
面接	人物評価・入学意欲・志望理由書などを総合判定する。 ※集団面接とする。面接時間は、30 分程度。			50 点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を6倍し点数化			30 点
合計点				200 点満点

③ 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と該当学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

〈前期〉

募集人員：22 名

実施時期：2 月

選考方法

一般入試（手続期間長期型）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・3教科受験 ・各教科100点とする ・各60分間（マークス）	300 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計2科目から1科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計4科目から1科目選択		

一般入試前期A日程（高得点2教科方式）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・ 3 教科受験 ・ 各教科 100 点とする 1 限目、2 限目、3 限目の受験教科のうち、高得点教科を 2 教科選択し判定に使用する ・ 各 60 分間（マークセンス）	200 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 2 科目から 1 科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計 4 科目から 1 科目選択		

一般入試前期B日程（2教科方式）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 3 科目から 1 科目選択	・ 2 教科受験 ・ 各教科 100 点 ・ 各 60 分間（マークセンス）	200 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計 5 科目から 1 科目選択		

一般入試前期C日程（高得点教科重視方式）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 3 科目から 1 科目選択	・ 2 教科受験 ・ 各教科 100 点とする 1 時限目、2 時限目の受験教科のうち、高得点教科を 1.5 倍し判定に使用する ・ 各 60 分間（マークセンス）	250 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計 5 科目から 1 科目選択		

一般入試前期（センタープラス方式）

選考内容		形態	満点
独自試験	一般入試前期 A・B・C 日程 受験教科	高得点 1 教科：100 点	300 点
大学入試 センター 試験	国語（近代以降の文章）、 数学（数Ⅰ・数A、数Ⅱ・数 Bから1科目）、 理科（物理基礎、化学基礎、 生物基礎から2科目もしくは 物理、化学、生物から1 科目選択）、 外国語（英語、リスニング含 む）	高得点 2 教科 2 科目： 200 点	

《後期》

募集人員：3 名

実施時期：3 月

選考方法

一般入試後期日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B （数列・ベクトル）」の計 2 科 目から 1 科目選択	・2 教科受験 ・各教科 100 点とする ・各 60 分間（マークス）	200 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基 礎・化学」、「生物基礎・生物」、 「国語総合（現代文のみ）・現 代文B」の計 4 科目から 1 科目 選択		

④ センター試験利用入試

センター試験の結果を基に合格判定を行う。出題教科・科目については、該
当学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：6 名

実施時期：[前期]2 月、[後期]：3 月

選考方法

選考内容		形態	満点
大学入試 センター 試験	国語（近代以降の文章）、 数学（数Ⅰ・数A、数Ⅱ・数B から1科目）、 理科（物理基礎、化学基礎、生 物基礎から2科目もしくは物 理、化学、生物から1科目選択）、 外国語（英語、リスニング含む）	高得点 3 教科 3 科目	300 点

⑤ 社会人入学選考

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。社会人の定義は入学時に 3 年以上の社会人としての経験を有する者のうち、入学年の 4 月 1 日現在の年齢が満 21 歳以上である者とする。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11 月、[後期]2 月

選考方法：面接、書類審査

⑥ 帰国生徒入学選考

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11 月、[後期]2 月

選考方法：面接、書類審査

(4) 選抜体制

入学者選抜においては、全ての受験生が公平に実施できるような受験環境を確保するとともに、入試実施に係る教職員に対する研修の実施など実施体制の充実を図り、全学一体的な連携体制を構築している。

入試問題の作成においては、入試問題の作成に係る委員会を設置し、入試問題作成マニュアルの整備、チェック体制の強化など防止策を策定し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、合否判定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立した上で点検・確認に万全を期すとともに、学長を中心とした合否判定会議を開催し、公平な合否判定業務を実施できる体制の確立に努めている。

9. 取得可能な資格

本学科において、「所定の授業科目を修得することで取得できる資格」は下表のとおりである。

	資格名
保健医療学部 救急救命学科	救急救命士国家試験受験資格

なお、卒業要件単位に含まれる科目のみで受験資格の取得が可能だが、受験資格取得が卒業要件の必須条件ではない。また、既に養成学校として、指定科目の認定を受けており、必要な変更手続きを行う予定である。

10. 実習の具体的計画

(1) 実習の目的

本学科では、病院前救護で適切な判断・処置ができる「救急救命士」としてふさわしい豊かな人間性と教養、専門職となるための基礎的知識・技術を修得し、地域社会・国際社会への貢献に資することのできる救急救命士を育成するため、学生が卒業するまでに修得すべき能力を以下のように定めている。

- 1) 救急救命士としての強い使命感と責任感を持つとともに、豊かな人間性と高い倫理観を身につける。
- 2) 救急救命士として必要な専門的な医療技術に対応できる知識と技能を身につけ、医療現場で活躍できる。
- 3) 救急現場活動で必要とされるコミュニケーション能力やリーダーシップを身につけ、「いのちのそばに、ひととともに」を共有するチーム医療に貢献できる。
- 4) 地域における救急医療でのさまざまな問題について、専門的な立場から適切な情報提供と対応ができる。
- 5) 病院前救護のスペシャリストとして常に高度専門技術の向上に努め、研修・研鑽を行う意欲を持つ。

上記のような能力を育成するために、救急救命学科では、救急システム実習Ⅲ、救急システム実習Ⅳを行い、以下の能力の修得を目指す。

① 救急システム実習Ⅲ

救急自動車に同乗し実習を行い、出動待機中から、出動、実際の救急現場、傷病者搬送、医療機関への引き継ぎ等、あらゆる場面における救急救命士の活動を見学させる。これらの救急救命士の活動の実体験から、傷病者搬送、医療機関への引継、救急活動記録の記載や救急訓練等の救急業務について学ばせる。また、救急現場での傷病者やその家族や関係者への対応について見学することで、救急救命士にとって必要な道德観についても考えさせる。

② 救急システム実習Ⅳ

救急病院での実習を行い、救急患者のバイタルサインの観察や各種モニターの装着や検査、気管内挿管や人工呼吸器の使用、点滴ラインの準備、輸液等、さまざまな救急処置を見学・体験させる。これらにより、救急医療の現場を正しく理解し、救急患者に接しながら、病状や病態等について医師や医療従事者から具体的指導を受け、救急傷病者への観察・判断能力を高めさせる。さらに、他の医療関連職種への役割や業務を見学することで、救急医療におけるチーム医療の重要性についても学ばせる。

（２）実習先の確保の状況

必要な臨床実習施設として、広島県内を中心に中国・四国地区をはじめとする西日本エリアの施設からの承諾を受け、学生に臨床実習させるために必要な施設数を担保している。基礎となる学科・専攻である「保健医療学部 医療技術学科 救急救命学専攻」でのこれまでの実習施設との連携関係を生かし、今後学生の希望する地域や専門病院等があれば適宜増やしていく予定である。実習先が、遠隔地となる場合は、大学より宿泊費の補助を受けられるよう配慮している。

- ① 救急システム実習Ⅲの実習先として、広島市各消防署 20 人、呉市各消防署 20 人、東広島市各消防署 20 人、合計 60 人の実習受け入れの承諾を得ていることから、実習先の確保としては十分な状況にある。
- ② 救急システム実習Ⅳの実習先として、18 施設 60 人の実習受け入れの承諾を得ていることから、実習先の確保としては十分な状況にある。

■ 臨床実習施設の確保の状況

	入学定員	収容定員	臨床実習施設承諾数 (受け入れ可能人数)
保健医療学部 救急救命学科	50 人	200 人	病院 18 施設 (60 人)
			消防署 広島市各消防署 (20 人) 呉市各消防署 (20 人) 東広島市各消防署 (20 人)

【別紙資料 11】「保健医療学部 救急救命学科 臨床実習施設一覧」

【別紙資料 12】「保健医療学部 救急救命学科 臨床実習施設の使用承諾書（写）」

（３）実習先との契約内容

臨床実習にあたって、既設の専攻において「臨床実習の手引」を作成し、内容については年度ごとに加筆、修正を行い改訂している。臨床実習に先立って学生に誓約書を記載させ、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」などを誓約させている。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。本学科設置後においても、同様の体制で対応を図っていく。

（４）実習水準の確保の方策

実習生に対しては、事前学習において、実習目的、到達目標、成績評価の基準や方法などについて、十分に理解させたいことで実習に臨ませることにより、実習水準の確保を図ることとする。さらに、実習生の受入先に対しては、実習開始前に指導方針や指導内容等を記した「臨床実習の手引」を作成し、配布することにより、実習教育に対する理解を得ることとしている。

実習中に本大学教員による各実習施設への訪問を行い、本学科の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、臨床実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて臨床実習施設へ訪問し、問題点を伝え、臨床実習施設側と学生側双方の実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。

成績評価については、教育実習担当教員のもと、出席状況を含む実習態度、実習総括の内容、実習指導者の評価、実習事前・事後指導の評価、実習報告会の内容を併せて総合的に評価していく。

（５）実習先との連携体制

各実習施設の実習指導者と綿密な意見交換の後、適宜調整を図りながら学生の実習計画を立案する。

実際の臨床実習にあたっては、各実習科目の担当教員が各臨床実習施設を巡回し、実施状況の把握と各臨床実習施設との連絡調整にあたる。

本学科設置に際して、既設専攻で培ってきた経験と臨床実習施設との関係性を生かし、学内における組織や教員指導体制、臨床実習施設との連携体制などを継続していくとともに、これまで以上の連携体制を整備する。

（６）実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の臨床実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年１回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、学生教育研究災害障害保険および学生教育研究賠償責任保険へ入学と同時に全員加入している。

その他、感染予防対策として、臨床実習前に腸内細菌検査、Ｂ型肝炎（Ｓ抗原、Ｓ抗体）、Ｃ型肝炎（抗体）検査、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査、ツベルクリン反応検査（２段階法）を臨床実習へ行くまでに実施（大学費用にて負担）する。

また、実習施設においてノロウイルス感染やインフルエンザの流行などによる臨床実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更す

るよう配慮する。

この他にも、実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶、実習中に知りえた情報や守秘義務やSNSの利用に関する留意事項などの諸注意を行う。

(7) 事前・事後における指導計画

臨床実習計画を立てる準備として、前年度の実習時における反省・検証を行い、臨床実習計画に関する実習先施設担当者等と意見交換を行い、当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各臨床実習前に臨床実習担当教員と学生による「個別オリエンテーション」と、学生全員を対象とした「事前オリエンテーション」を実施する。「事前オリエンテーション」では、臨床実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶などの諸注意を行う。

臨床実習終了後は、実習施設担当教員と学生との間で反省会を持ち、学生に対してフィードバックを行う。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全専任教員（教授・准教授・講師）を臨床実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の臨床実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の臨床実習期間中に原則として1回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、臨床実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たっている。そのため、各臨床実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの臨床実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう要請する。臨床実習指導者からは、学生への直接指導を通して、自立した救急救命士として成長できるよう指導していただくこととなる。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

臨床実習指導者が実習期間における学生の臨床実習状況を評価し、評価点が算出される。

原則 60 点以上を合格とし、60 点未満が不合格となる。最終的な判断は、学生の平素の学習態度、学内での成績を加味しながら、学科会議で決定する。

評価基準については、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

(11) 実習先が遠隔地などの場合の意義や巡回指導計画上などの配慮

広島県内の実習施設を中心に臨床実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での臨床実習と同様に巡回指導は原則として1回以上行い、立地に関わらず臨床実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

【別紙資料 13】「保健医療学部 救急救命学科 臨床実習計画【概要】」

1 1. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

本学科では、国際化の時代に対応できる救急救命士の育成を目的として、海外実習を行う授業科目として、「国際救急救命学」（選択科目・1単位）を専門科目に配当する。

本授業科目は、海外先進地の医療機関を訪れ、現地の施設の見学、現地の人との交流などを通じて、海外の医療制度、医療従事者の資格制度の違いなどを学ばせ、国際感覚を身に付けさせることを目的とする。また、海外の救急体制を学ばせ、救急救命士としての視野を広げ、知識・技能の向上を図る。

（1）実習先の確保の状況

【授業科目名】国際救急救命学

実習施設名	MCCORMICK AMBULANCE SERVICES L.A. County Fire Department L.A City Fire Department
所在地	アメリカ、カリフォルニア州・ロサンジェルス
実施時期	2年次 春期休業期間に1週間程度

本授業科目は、「国際救急救命学」または「国内救急救命事情」の2科目のうちいずれか1科目1単位を修得することを卒業要件とする選択必修科目としており、平成28年度～平成30年度の平均履修者数は約11人であり、これまでの実績を勘案すると実習先の確保は十分できていると考える。

（2）指導方法

渡航前の事前指導では、海外における救急救命士（パラメディック）が活躍する社会環境や業務内容について必要な知識を概説する。研修先では、実際の通信指令体制や業務内容について消防機関及びパラメディック教育プログラムについて見学実習を行う。帰国後は、実習レポートを作成させ、報告会を行う。

（3）実習先との連携体制

実習先は、これまでに基礎となる学科である「医療技術学科 救急救命学専攻」の実習先として連携してきた実績のあるところであり、連携体制の構築はできている。今後も実習先との連携をいっそう密に行い、最大限教育効果を高めるよう努力する。

（4）成績評価体制及び単位認定方法

海外実習引率教員が学生の実習先での状況进行评估し、帰国後の実習レポートとあわせ総合的に評価し、評価点を算出する。原則60点以上を合格とし、60点未満が不合格となる。

12. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、8 学部（保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に通ずる重要事項を審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学医療経営学部教授会」「広島国際大学心理学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」「広島国際大学医療栄養学部教授会」を設けている。

各会議における審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第7条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年12回（程度）開催している。

今般設置する「保健医療学部救急救命学科」については、保健医療学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第2条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 研究科長
- ⑤ 教務部長
- ⑥ 学生部長
- ⑦ 学長室長
- ⑧ 入試センター長
- ⑨ 図書館長
- ⑩ 情報センター長
- ⑪ キャリアセンター長
- ⑫ 国際交流センター長
- ⑬ 研究支援・社会連携センター長
- ⑭ 研究支援・社会連携センター部長

⑮ 専攻科長

〔審議事項（学部長会議規定第 3 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関する事
- ② 帰国生徒、外国人留学生及び特別履修生の入学にかかる基本方針に関する事
- ③ 年間行事予定に関する事
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関する事
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関する事
- ⑥ 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ⑦ 教育組織の新設及び改廃に関する事
- ⑧ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑨ 教員の留学に関する事
- ⑩ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関する事
- ⑪ 学長が諮問した事項に関する事
- ⑫ その他管理運営上の重要な事項に関する事

〔報告事項（学部長会議規定第 4 条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ② 教授会及び各委員会で審議した事項に関する事

【別紙資料 14】「広島国際大学学部長会議規定」

（3）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「保健医療学部救急救命学科」については、「広島国際大学保健医療学部教授会」にて、当該学部に関する重要事項の審議を行う。

〔構成（保健医療学部教授会規定第 2 条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 保健医療学部長
- ② 保健医療学部教授

- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔審議事項（保健医療学部教授会規定第 3 条）〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ② 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事
- ④ 学生の留学に関する事
- ⑤ 学生の転学部・転学科に関する事
- ⑥ 授業時間割の編成に関する事
- ⑦ 授業担当者の決定に関する事
- ⑧ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関する事
- ⑨ 大学の年間行事予定及び授業計画、その他大学及び学部の教育方針に関する事
- ⑩ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑪ 教員の留学に関する事
- ⑫ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（保健医療学部教授会規定第 4 条）〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した保健医療学部に関する事
- ② 教員の人事に関する事
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関する事
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関する事
- ⑤ その他各委員会で審議した保健医療学部に関する事

【別紙資料 15】「広島国際大学保健医療学部教授会規定」

（４）学部における教育・管理運営体制

〔１〕学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部 に 所 属 する職員を指揮監督する長として、各学部 に 配 する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理

する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

[2]管理運営体制の整備

今般設置する「保健医療学部救急救命学科」においては、既設の学部学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学科を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 16】「広島国際大学学位規定（案）」

【別紙資料 17】「広島国際大学教員選考基準」

(5) 事務体制

今般設置する「保健医療学部救急救命学科」は、大学本部を置く東広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・教務部・学生部・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・研究支援・社会連携センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

13. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

平成25年度には、大学機関別認証評価受審以降の平成21年4月から平成25年7月までの自己点検を行い、「平成25年度 自己点検・評価報告書〔平成21年4月～平成25年7月〕」を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。また、平成26年度に平成25年4月～平成26年3月、平成26年4月～平成27年3月の自己点検を行い、それぞれの自己点検・評価報告書を作成した。

平成27年度には大学機関別認証評価を受審し、平成28年3月8日付で大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。

平成30年度には自己点検を行い、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。

今後については、定期的に自己点検を行い、本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、自己点検・評価を行い、その結果を報告書及び大学ホームページにて公表していく。

また、本大学では平成24年度に大学の中・長期目標を定め、平成25年度からの中期行動計画を策定した。平成30年度からは第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022年度）を策定している。

設定した目標・計画が着実に達成できているか定期的に点検・評価・改善する仕組みを構築し、各部門の年度目標・計画に対する達成状況を検証することで次年度の取り組みを改善している。計画の必要性・効率性・有効性等を数値目標等の客観的な指標を用いて点検・評価することで本大学の目的達成にまい進することとしている。

（1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、大学院研究科長、学部長等29名で構成している。より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映

し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、大学機関別認証評価を受審した。

平成25年度からは、「自己評価委員会」と「自己評価報告書作成ワーキンググループ」が連携を図り、自己点検・評価を行い、その結果を報告書としてまとめることで、改善に結びつけている。今後も、定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へと繋げ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく計画である。

（２）実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍する職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の3つのところを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

（３）審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成27年度には「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社

会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学の教育・研究を更に改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」、研究支援のための「研究開発推進機構（現 研究支援・社会連携センター）」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ている。今日のグローバル人材の育成、地域社会との共生による発展を目指す、知の拠点としての大学の取り組みを進め、本大学の教育・研究・社会貢献の充実に向けて、今後もさらなる改善・改革を進めていく。

また、より適切な教育研究支援のため、計画的に事務組織の再編及び組織の強化を図っており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を続けていく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

平成27年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。また、本大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻における専門職大学院の認証評価については、平成28年度に日本臨床心理士資格認定協会により、専門職大学院認証評価を受審し適合している旨、評価を得た。平成34年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己点検・評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推

進機構（現 研究支援・社会連携センター）」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構（現 研究支援・社会連携センター）」を設置した。また、平成30年度からは大学運営会議やリーダー会議を諮問機関とする大学改革推進体制を発足させた。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己評価報告書作成ワーキンググループ」において検討を重ねた結果、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

14. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。今後も以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

〔1〕「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「大学・入試情報集」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

〔2〕ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設し、平成24年4月に中国語版を追加した。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院

学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

さらに、平成24年4月には、多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、全面リニューアルを行った。情報が希薄であった部分を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことで、以前にも増して使い勝手のよいホームページとした。また、CMS(Content Management System)を全ページに導入することで、タイムリーな情報発信を可能とした。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/32381.html>

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>教育に関する基本方針)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/resercher/index.html>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>アドミッションポリシー)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html>

(ホーム>就職・キャリア支援>就職データ・資格一覧)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokokku-u/>

(ホーム>在学生の方へ>学業>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>学業>時間割・履修情報)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>
広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>
広島国際大学大学院学則)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/kyoiku_katei.html

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育課程・シラバスについて>各学部履
修規定)

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html>

(ホーム>大学紹介>キャンパス探検隊・キャンパス周辺案内>キャンパス
探検隊)

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方へ>学費>学費納入金額)

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html>

(ホーム>在学生の方へ>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html>

(ホーム>在学生の方>心と体)

⑩ その他(学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価
報告書、認証評価の結果)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について
>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について
>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html>

(ホーム>大学紹介>規定)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/document.html>

(ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/valuation/index.html>

(ホーム>大学紹介>自己点検・評価)

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア (YouTube、Twitter、LINE) を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」（以下「FD 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心に組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD 講演会の企画・実施
- ②FD 研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter 及び FD 活動報告の発行
- ④学生による「受講生満足度調査」の実施、結果の分析とフィードバック
- ⑤授業改善のための方策の検討
- ⑥教育情報化の企画・実施

(2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

- ・平成 29 年 9 月 演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」
講師：竹田 徳則 氏（星城大学）
- ・平成 29 年 7 月 演題「ICT 活用と著作権」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）
- ・平成 29 年 2 月 演題「活動性を高める授業づくり」
講師：安永 悟 氏（久留米大学）

- ・平成 28 年 3 月 演題「高大接続改革にどう対応するか？」
ー 新しい時代の大学入試と FD」
講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）
- ・平成 28 年 3 月 演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」
講師：立川 明 氏（高知大学）
- ・平成 27 年 9 月 演題「パフォーマンス評価導入の実際」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 27 年 3 月 演題「大学教育における反転授業の利活用法」
講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、
古澤 修一 氏（広島大学）
- ・平成 26 年 9 月 演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン
ー私的試行錯誤を下敷きにー」
講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）
- ・平成 26 年 2 月 演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 24 年 9 月 演題「e ラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田 久美 氏（広島大学）
- ・平成 23 年 10 月 演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
- ・平成 22 年 9 月 演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
- ・平成 22 年 2 月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
- ・平成 20 年 11 月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
- ・平成 19 年 11 月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）
- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」
講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

- ・平成 30 年 8 月 演題「授業評価結果の変化
ー何が学生から評価されたのか？」
- ・平成 30 年 3 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 30 年 2 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 29 年 8 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 29 年 2 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 10 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 3 月 演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習）」

- ・平成 28 年 2 月 演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション技能」
- ・平成 28 年 2 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 10 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 9 月 演題「ループリック作成ワークショップ」
- ・平成 26 年 10 月 演題「魅力ある大人数講義にするために」
- ・平成 26 年 3 月 「クリッカー（ARS）の使用方法や Course Power（LMS）の教材開発」等の ICT 関連教育研修会
- ・平成 25 年 2 月 題目「授業改善への取り組み」
- ・平成 24 年 11 月 題目「初等中等教育と大学教育の接続」
- ・平成 24 年 7 月 題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
- ・平成 24 年 3 月 題目「『自校史教育冊子』の活用」
- ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダード—進路指導の実際」
- ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
- ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
- ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
- ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
- ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
- ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができ、聴講後に「公開授業聴講コメント」を記載し、評価を行なっている。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生満足度調査）を毎年実施している。本アンケートはマークシート形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生満足度調査の結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後

の授業で工夫したい点」「受講生にお願いしたいこと」等を記載するレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生満足度調査が教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう年々改良を重ねている。

（４）新たな教育環境の整備

平成 25 年度より総合教育センターを設け、「学力推進」「共通教育検討」「教学企画運営」「ファカルティ・スタッフ・ディベロップメント」「ICT 活用教育推進」「専門職連携教育（IPE）推進」「キャリア教育推進」及び「医学教育推進」の 8 つの観点から教育活動の向上を推進し、学修支援や教育方法の改善などを行っている。なお、総合教育センター学力推進部門では、物理・数学・統計学・英語についての個別指導、学修相談や「レポート作成指導」「数学基礎講座」「英語の資格試験対策、英会話」の講座や個別指導などの学修サポートを、各キャンパスの総合教育センターにおいて行っている。

加えて平成 26 年度より、新たな教育環境の整備として、学生同士のグループ学修、ディスカッション、プレゼンテーション、専門職連携教育（IPE）、チュートリアル、国家試験対策、実習前後の総括、授業前後の主体的な学修（予習・復習）等、学生が自主的・自立的な学修を行える環境として「ラーニング・コモンズ」の運用を開始している。「ラーニング・コモンズ」には、学修するグループの人数によって、自由に組み合わせが可能な可動式の机・椅子、ホワイトボードや電子黒板を整備している。また、すべての部屋において Wi-Fi 環境が整備されており、パソコンやスマートフォンをインターネットに接続することができるため、様々なメディア・資料を活用して能動的な学修を行っている。

平成 30 年度には、能動的な学習を実践する新しい学びの場として、キャンパス間を越えた多様な学びの実現を目指し、壁面ホワイトボードを使って複数のグループが意見をまとめながらディスカッションやプレゼンテーションを行うことができるアクティブラーニング教室や、様々な ICT 機器をネットワークで接続し授業に参加したり、遠隔講義システムを接続して離れたキャンパスの教室で授業に参加することができるアクティブラーニングスタジオを各キャンパスに整備した。

（５）教員評価制度の導入

本大学が求める教員像を明確化し個々に到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

（６）職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園人事課を中心に計画的な取組みを行っている。

① 学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

② 学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、外部講師を招き意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。平成 30 年度は目標設定をテーマとし、等級に応じた役割行動を発揮していくための意識改革とスキルアップを徹底した。

・新任課長の昇任者等

各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。平成 30 年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに参加することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。

上記に加えて、事務職員による SD に関する検討会を設置し、事務職員全体の意識及び業務スキル向上並びに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

- ① 理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。
- ② 部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。
- ③ 特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。
- ④ 資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

(7) 人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

さらに、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援に更に力を入れている。

(1) 教育課程内の取組について

本大学では、スタンダード科目において、「専門職連携基礎演習Ⅰ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携基礎演習Ⅱ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携総合演習Ⅰ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」、「専門職連携総合演習Ⅱ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」の4科目を配置しており、健康・医療・福祉に関わる様々な専門職の業務内容を理解させ、自分が目指す職種と他職種との関係を知り、サービスの利用者を中心に専門職が連携するチームの重要性を実感させる体系的なキャリア支援を行なっている。

【別紙資料18】「関連する授業科目のシラバス等」

(2) 教育課程外の取組について

本大学では、1年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取り組みを行っている。

- ① 東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院・施設説明会の実施
- ② 学科の特性に合わせた就職ガイダンス、筆記試験対策、履歴書作成指導、論作文添削指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、4年次生による就職活動体験報告会を実施
- ③ 求人情報等のメール配信及び学内専用サイト上に求人情報詳細を開示（学外からの閲覧可能）
- ④ 就職活動のための「キャリアガイドブック」を作成し学生へ配付
- ⑤ 本大学の特色のある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問及び来訪企業・医療機関等へ配布
- ⑥ 学生が希望する地域の企業・医療機関等へ求人依頼DMを発送
- ⑦ 保護者に向けて西日本の13会場で開催するHIU保護者ミーティングにおいて個別の就職・進学等進路相談の実施

(3) 適切な体制の整備について

[1] 進路（就職・進学）に対する相談・支援体制

本大学キャリアセンターでは、現在、センター長以下専任事務職員 8 名、嘱託事務職員 2 名の合計 10 名体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス 6 名、呉キャンパス 2 名、嘱託が呉キャンパス 1 名、広島キャンパス 1 名となっているが、相互に補完し合い進路（就職・進学）に対する相談・支援体制の充実を図っている。

事務職員はキャリア支援セミナー等への計画的な参加により、個別相談・支援力の深化に努めている。

[2] キャリア教育のための支援体制

平成 23 年度の大学設置基準におけるキャリア教育への取り組みの明文化を受け、社会のニーズに対応し能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理観や社会的・職業的に自立する力を育成している。

このプログラムにおいて、「課題発見力」、「情報収集力」、「親和力」、「協働性」等について、各学科の特性に合わせプログラムを実施している。また、キャリア教育推進部門会議においてプログラムの検証・見直しを行なっている。

また、本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科において、取得を目指す国家資格並びに専門職に有用と判断される資格に対し、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学修支援を行っている。

さらに、平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を実施している。

今後もなお一層の支援体制強化を図っていく。

以 上

資 料 目 次

- 【別紙資料 1】平成 30 年版消防白書(抜粋)第 4 節救急体制
- 【別紙資料 2】広島国際大学 学部/学科に関するアンケート【企業対象】調査結果報告書の抜粋
- 【別紙資料 3】保健医療学部 救急救命学科 教育体系図
- 【別紙資料 4】広島国際大学 就業規則
- 【別紙資料 5】任用規定
- 【別紙資料 6】特任教員規定
- 【別紙資料 7】学内特別研究助成制度の概要
- 【別紙資料 8】保健医療学部 救急救命学科 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料 9】保健医療学部 救急救命学科 科目認定読替表
- 【別紙資料10】保健医療学部 救急救命学科 授業時間割表(案)
- 【別紙資料11】保健医療学部 救急救命学科 臨床実習施設一覧
- 【別紙資料12】保健医療学部 救急救命学科 臨床実習施設の使用承諾書
- 【別紙資料13】保健医療学部 救急救命学科 臨床実習計画【概要】
- 【別紙資料14】広島国際大学 学部長会議規定
- 【別紙資料15】広島国際大学 保健医療学部教授会規定
- 【別紙資料16】広島国際大学 学位規定(案)
- 【別紙資料17】広島国際大学 教員選考基準
- 【別紙資料18】関連する授業科目のシラバス

出展 : <https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/h30/>

平成 30 年版 消防白書(抜粋)

第 2 章 消防防災の組織と活動

第 4 節 救急体制

4. 救急業務高度化の推進

(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年8月 15 日に、我が国のプレホスピタル・ケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実と救命率の向上を図るため、救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は 2,000 時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い 160 時間以上の病院実習を受けることとされており、その後も2年ごとに 128 時間以上(うち、病院実習は最低でも 48 時間程度)の再教育を受けることが望ましいとされている。消防庁としては、都道府県等の消防学校において、応急処置の内容の拡大を踏まえた救急課程の円滑な実施や、救急救命士の着実な養成が行われるよう、諸施策を推進してきている。なお、救急救命士の資格を取得するための教育訓練については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、救急医療関係の講師の確保を図る必要があること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、消防機関の救急救命士の養成を目的として全国 47 都道府県の出資により一般財団法人救急振興財団が平成3年に設立され、救急救命士の養成が行われている。

平成 29 年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で 792 人、政令指定都市等における救急救命士養成所で 380 人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

救急救命士法の施行から 30 年近くが経過し、他の救急救命士を指導する人材の育成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を、経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的

立場の救急救命士（指導救命士）に求められる役割は高まっている。

平成 25 年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成 26 年5月から救急救命九州研修所が、同年9月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。また、一部の消防学校において、独自に指導救命士の養成が行われている。

さらに、消防庁では指導救命士の更なる養成の促進と全国的な運用に向けて、カリキュラムをより具体的な教育内容へと展開した全国統一の基準となる「指導救命士の養成に係るテキスト」を平成 27 年 11 月に作成した。

そのほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修・研究機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や救急活動技能の向上が図られている。

(2) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士の処置範囲については、(3)に述べるメディカルコントロール体制の整備を前提とした上で、【処置範囲拡大の経過】〔1〕から〔4〕に示すように、順次拡大されてきた。

直近の救急救命士の処置拡大事例は〔4〕であり、その経緯については、次のとおりである。平成 23 年度から、「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、＜1＞血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、＜2＞重症喘息患者に対する吸入 β 刺激薬の使用、＜3＞心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、の3行為について、臨床効果、安全性及び実効性に関する検証が、全国 129 消防本部で実施された。

この実証研究における分析・考察の結果、平成 25 年8月に厚生労働省より公表された「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の報告書において、3行為のうち、＜1＞及び＜3＞については、救急救命士の処置範囲に追加することが適当であるという結論が示された。これを受けて、平成 26 年4月1日から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が、救急救命士の処置範囲に追加された。

【処置範囲拡大の経過】

〔1〕除細動

平成3年の救急救命士法の施行以来、医師の具体的指示の下に救急救命士が実施していた除細動については、平成 15 年4月から、プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った処置の実施等に関する事後検証体制の整備など、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、医師の包括的指示の下で実施することが可能となった。

〔2〕気管挿管

気管挿管については、平成 16 年7月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成 30 年4月1日現在、運用されている救急救命士のうち、気管挿管を実施することのできる者は1万 4,609 人となっている。

また、気管内チューブによる気道確保を実施する場合に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用すると、気道確保の安全性や確実性が高まることから、平成 23 年8月より、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士はビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能となっており、今後も、地域メディカルコントロール協議会等で運用について検討されることが期待されている。平成 30 年4月1日現在、運用されている救急救命士のうち、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を実施することのできる者は 4,583 人となっている。

〔3〕薬剤投与（アドレナリン）

薬剤投与については、平成 18 年4月から、事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成 30 年4月1日現在、運用されている救急救命士のうち、薬剤投与（アドレナリン）を実施することのできる者は2万 5,222 人となっている。

さらに、平成 21 年3月から、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者があらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を処方されている者であった場合には、救急救命士がアドレナリンの投与を行うことが可能となった。

〔4〕心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、平成 26 年4月から、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習を受講し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成 30 年4月1日現在、運用されている救急救命士のうち、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施することのできる者は 1万 9,799 人、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与を実施することができる者は1万 9,794 人となっている。

(3)メディカルコントロール体制の充実

プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、〔2〕救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請する

ことができ、〔3〕実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、その結果がフィードバックされ、〔4〕再教育等が行われる体制をいうものである。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、各都道府県単位及び各地域単位で設置されており、平成 30 年 10 月 1 日現在において、各地域単位のメディカルコントロール協議会数は 251 となっている。メディカルコントロール協議会においては、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでおり、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大など救急業務の高度化を図るためには、今後もメディカルコントロール体制のより一層の充実強化が必要である。

なお、消防庁においては、厚生労働省とともに、全国のメディカルコントロール協議会の充実強化、全国の関係者間での情報共有等を目的として、平成 19 年 5 月に設置された「全国メディカルコントロール協議会連絡会」を定期的に開催している。

また、平成 21 年に改正された消防法に基づく、実施基準に関する法定協議会について、メディカルコントロール協議会等の既存の協議会の活用も可能となっているなど、その役割は非常に重要なものとなっている

(4) 救急蘇生統計(ウツタインデータ)の活用

我が国では、平成 17 年 1 月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式*9を導入しているが、全国統一的な導入は世界初であり、先進的な取組となっている。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成 17 年から平成 29 年までの 13 年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

なお、従来、ウツタイン様式については、「ウツタイン統計」及び「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」として公表していたが、救急搬送された心肺機能停止傷病者に関する統計であることをより分かりやすくするため、平成 21 年から「救急蘇生統計」へと名称の変更を行っている。

*1 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1 か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990 年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

広島国際大学 御中

広島国際大学
学部/学科に関するアンケート【抜粋】

【企業対象】
調査結果 報告書

2019年2月4日

目次

✓目次	3
✓調査概要【企業】	4
▶ 回答企業・団体プロフィール	5
✓1. 主業種／正社員数	6
✓2. 新卒採用者の最終学歴	7
✓3. 2018年4月の大学新卒者の採用人数：新卒採用企業	8
✓4. 2019年4月の新卒採用数の増減	9
✓5. 今後の新卒採用対象となる最終学歴	10
✓6. 今後の新卒採用で重視する能力	11
▶ 新学科（専攻）の受容性	13
✓1. 新学科（専攻）への期待度	14
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	
健康科学部 医療福祉学科/医療経営学科/心理学科/医療栄養学科	
総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科理学療法学専攻	
保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科	15
✓2. 新学科（専攻）卒業生の採用意向	16
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	
健康科学部 医療福祉学科/医療経営学科/心理学科/医療栄養学科	
総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科理学療法学専攻	
保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科	17
▶ 資料：調査票・呈示資料	

調査概要【企業】

▶ 調査目的

✓ 広島国際大学で設置を計画している新学部・新学科について、企業に採用意向等を調査し、受容性を確認する。

▶ 調査対象

✓ 全国の広島国際大学への求人実績のある企業・団体（1,047事業所に配布）

▶ 調査方法

✓ 郵送配布・回収によるアンケート調査

▶ 回収数

✓ 回収数： 296社（回収率28.3%）

▶ 調査期間

✓ 2018年10月24日（水）発送開始 ～ 2019年1月11日（金）到着分までを集計・分析対象としている。

■事業所エリア（全体／企業・事業所の所在地より分類）

調査数	関東				北陸		東海		近畿					中国				四国			九州・沖縄						
	茨城県	群馬県	東京都	神奈川県	富山県	愛知県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	沖縄県
296	0.3%	0.3%	5.1%	0.7%	0.3%	0.7%	0.3%	1.0%	4.7%	1.7%	0.7%	0.3%	0.3%	2.7%	2.7%	63.9%	4.1%	2.0%	3.4%	0.3%	1.7%	0.7%	0.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	1社	1社	15社	2社	1社	2社	1社	3社	14社	5社	2社	1社	1社	8社	8社	189社	12社	6社	10社	1社	5社	2社	2社	1社	1社	1社	1社
	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄																				
	6.4%	0.3%	1.0%	8.4%	73.6%	5.7%	4.4%																				
	19社	1社	3社	25社	218社	17社	13社																				

調査概要



回答企業・団体プロフィール

1. 主業種／正社員数

<主業種>

▶「医療機関」(26%)が最も多く、「社会保険・社会福祉・介護事業」(24%)、「卸売・小売業」(17%)が続く。これら3業種が全体の約7割を占める。

✓事業所エリア別にみると、東日本は「卸売・小売業」、中国地方は「社会保険・社会福祉・介護事業」、近畿、四国、九州・沖縄は「医療機関」がそれぞれ3〜4割以上で最多。

<正社員数>

▶「100〜500人未満」(37%)の割合が最も高く、「100人未満」(26%)が続く。

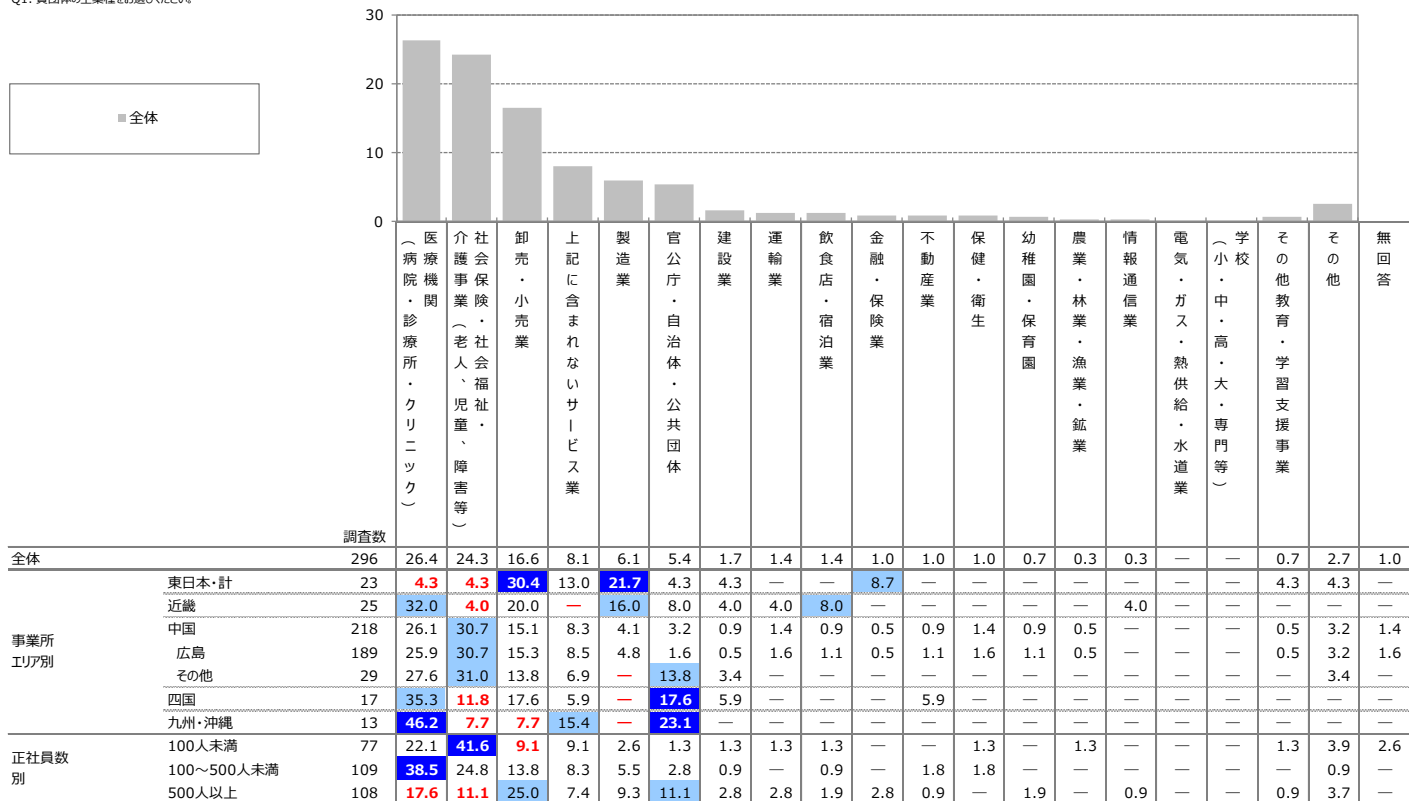
✓事業所エリア別にみると、500人以上の企業は東日本(83%)、近畿(72%)で割合が高く、過半数。

✓業種別にみると、医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「100〜500人未満」(46%)の割合が最も高く、500人未満の企業が8割を占める。

■主業種 (全体/単一回答)

(%)

Q1. 貴団体の主業種をお選びください。



※「全体」と比較して ■=10pt地上高い / ■=5pt以上 / ■=5pt以上低い

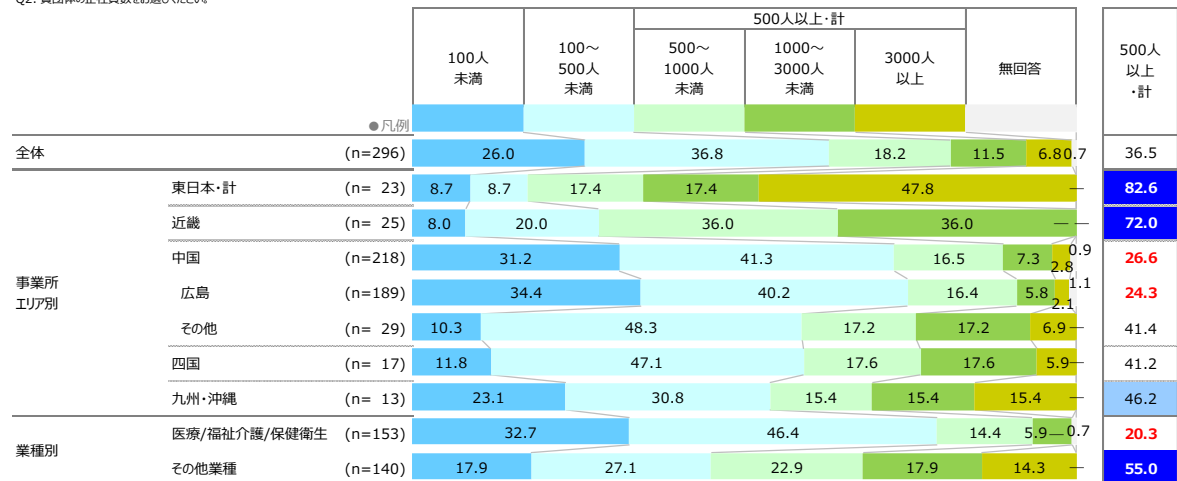
※「全体」の降順ソート

Q1

(%)

■正社員数 (全体/単一回答)

Q2. 貴団体の正社員数をお選びください。



※小計:「全体」と比較して ■=10pt地上高い / ■=5pt以上 / ■=5pt以上低い

Q2

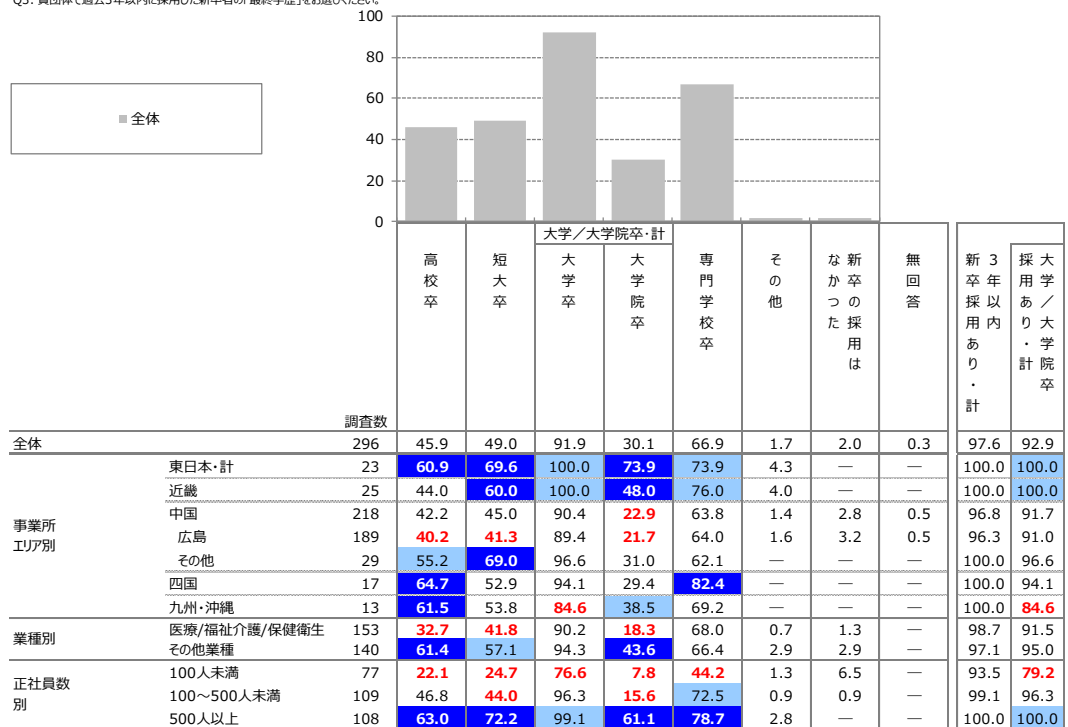
2. 新卒採用者の最終学歴

- ▶ 調査回答企業ほぼすべて(98%)が過去3年以内に新卒採用を実施。
- ▶ 「大学卒」を採用している企業は全体の93%。
 - ✓ 事業所エリア別にみると、「大学卒」採用の割合は九州・沖縄を除く全エリアで9割超。九州・沖縄の「大学卒」の割合は8割超。
 - ✓ 業種別にみると、いずれも「大学卒」採用の割合は9割超。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「大学卒」採用の割合が高い。100人以上の企業で「大学卒」の割合は9割超に達する。

■ 過去3年以内の新卒採用者の最終学歴 (全体/複数回答)

(%)

Q3. 貴団体で過去3年以内に採用した新卒者の「最終学歴」をお答えください。



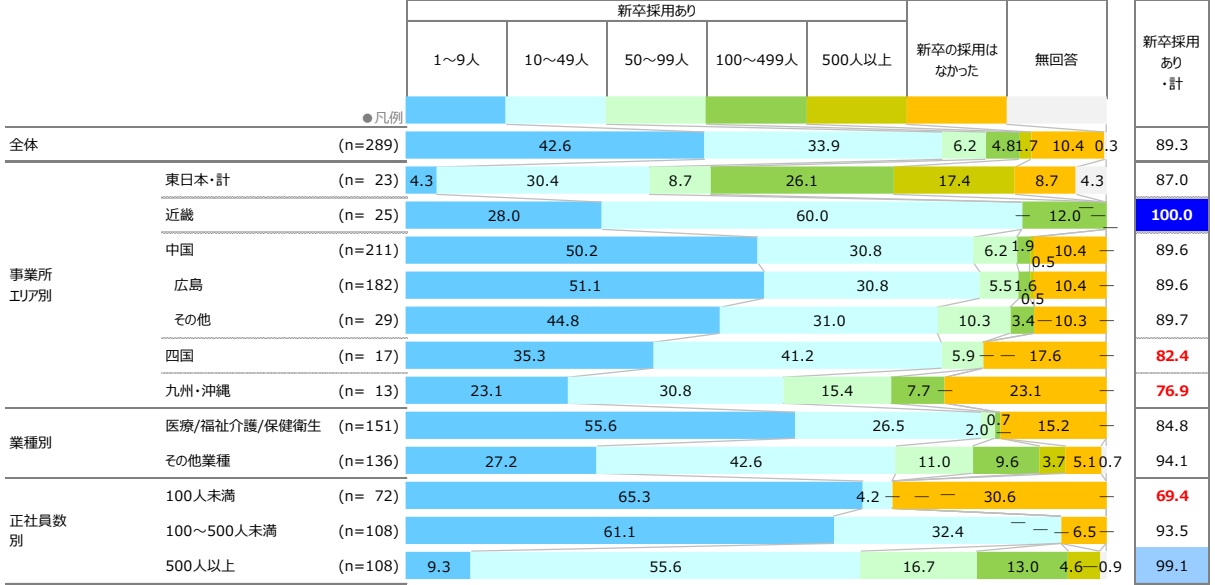
※「全体」と比較して ■=10pt地上高い/□=5pt以上/△=5pt以上低い

Q3

3. 2018年4月の大学新卒者の採用人数：新卒採用企業

- ▶ 過去3年以内に新卒採用を実施した企業において、89%が2018年4月に大学新卒者を採用している。
- ▶ 採用人数は「1～9人」(43%)が最も多く、次いで「10～49人」(34%)が続く。
 - ✓ 事業所エリア別にみると、東日本は「10～49人」(30%)が最多。他エリアに比べ100人以上採用企業の割合が高い。
 - 九州・沖縄は「新卒採用あり・計」の割合は過半数を占めるが、77%と他エリアに比べ相対的に低い。
 - ✓ 業種別にみると、いずれも新卒採用の割合は8割超。
 - 医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「1～9人」(56%)が最多。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「新卒採用あり・計」の割合が高い。

■ 2018年4月：大学新卒者の採用人数（過去3年以内新卒採用あり企業／単一回答）
Q4. 貴団体の2018年4月入社（入所）の新卒採用状況についてお聞きます。大学卒の方の採用数としてあてはまるものをお選びください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

Q4

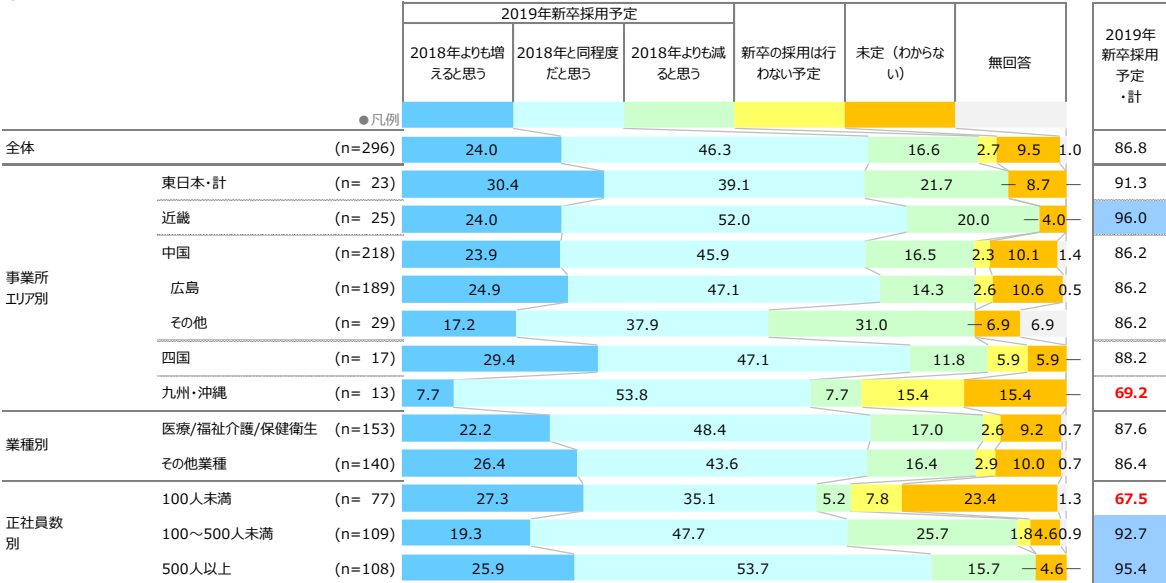
4. 2019年4月の新卒採用数の増減

▶ 2019年4月入社(入所)の新卒採用数について、全体の24%が2018年よりも「増える」、46%が「同程度」、17%が「減る」と回答。

- ✓ 全体の87%が2019年4月に新卒採用を予定している（「増える」「同程度」「減る」いずれか回答）。
- ✓ 事業所エリア別・業種別いずれも「2018年と同程度」が最多。
- ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「2018年と同程度」の割合が高い。

■ 2019年4月新卒採用数の増減（全体／単一回答）

Q5. 2019年4月入社（入所）の新卒採用数について、現時点でどのような状況になりますか。貴団体の方針に近いものをお選び下さい。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

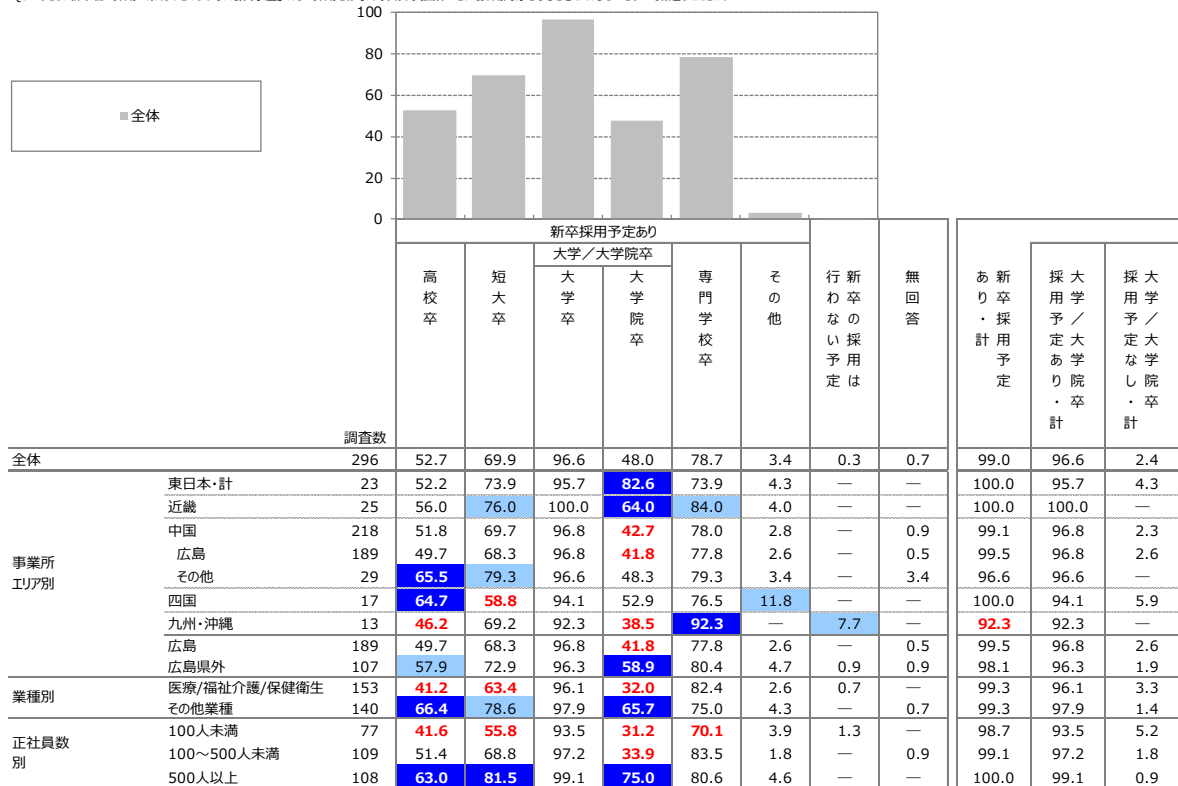
Q5

5. 今後の新卒採用対象となる最終学歴

- ▶ 今後の新卒者の採用にあたり、ほぼすべて(97%)が「大学卒」の採用を考えている。
- ▶ さらに、「大学院卒」の採用を考えている企業はほぼ半数を占める(48%)。
- ✓ 事業所エリア別・業種別・正社員数別いずれでみても、「大学卒」を採用対象と考えている企業は9割超。

■ 今後の新卒採用対象となる最終学歴 (全体/複数回答)

Q6. 今後の新卒者の採用にあたり、どのような「最終学歴」の方の採用をお考えですか。貴団体にとって採用対象となると思われるものをすべてお選びください。



※「全体」と比較して ■ =10pt地上高い / ■ =5pt以上 / ■ =5pt以上低い

Q6

6. 今後の新卒採用で重視する能力

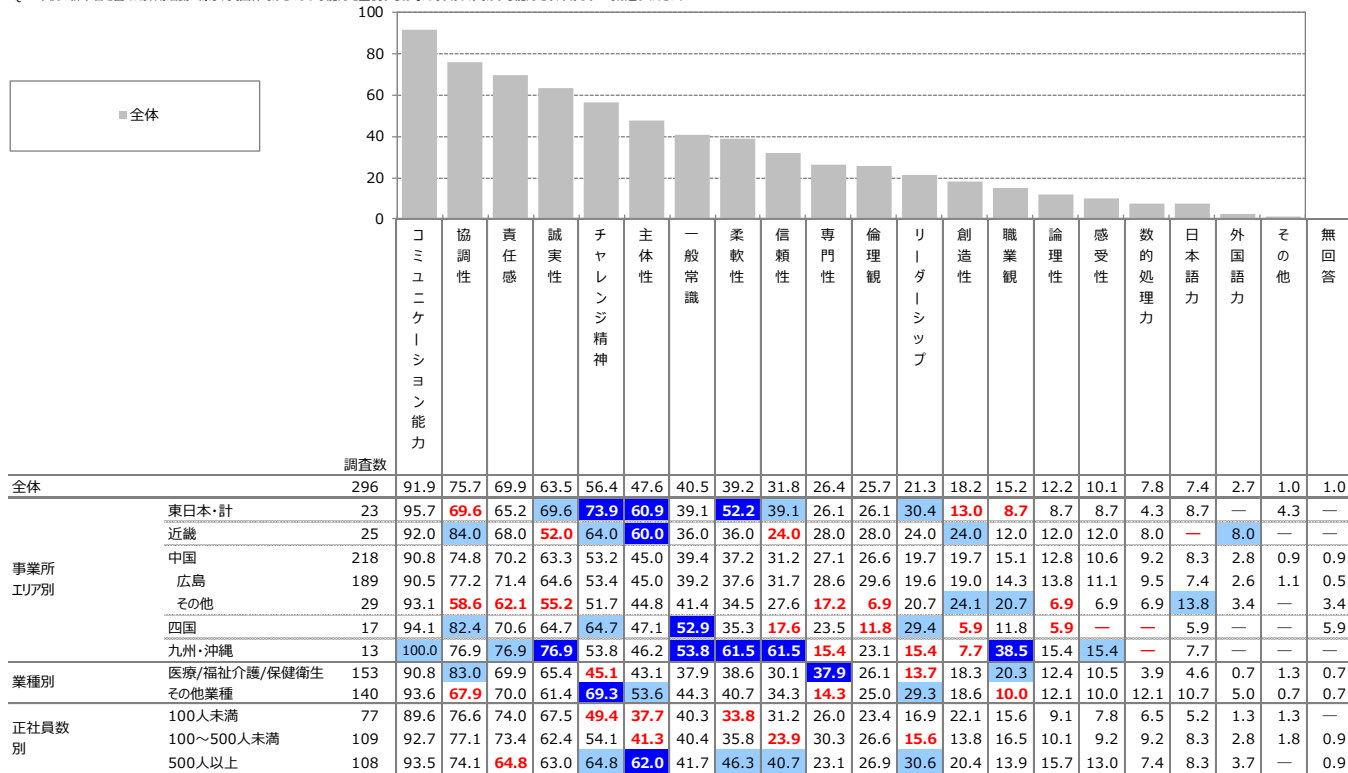
▶ 今後の新卒者の採用活動に際し重視する能力は、「コミュニケーション能力」(92%)が突出。
次いで、「協調性」「責任感」が7割以上、「誠実性」が6割以上、「チャレンジ精神」は5割以上。

- ✓ 事業所エリア別にみると、いずれも「コミュニケーション能力」が最多。
東日本は「チャレンジ精神」「主体性」「柔軟性」、近畿は「主体性」、四国は「一般常識」、九州・沖縄は「誠実性」「一般常識」「柔軟性」「信頼性」「職業観」がそれぞれ全体に比べ特徴的に高い。中国の傾向は全体傾向と同様。
- ✓ 業種別にみると、医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「専門性」が全体に比べ特徴的に高い。
- ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「コミュニケーション能力」「チャレンジ精神」「主体性」「柔軟性」などを重視している。一方、100人未満の企業では「誠実性」の重視度が相対的に高い。

■ 今後の新卒採用活動に際し重視する能力（全体／複数回答）

Q7. 今後の新卒者を含めた採用活動に際し、貴団体ではどのような能力を重視するお考えですか。あてはまる能力を以下からすべてお選びください。

(%)



※「全体」と比較して ■ = 10pt以上高い / ■ = 5pt以上 / ■ = 5pt以上低い

※「全体」の降順ソート

Q7

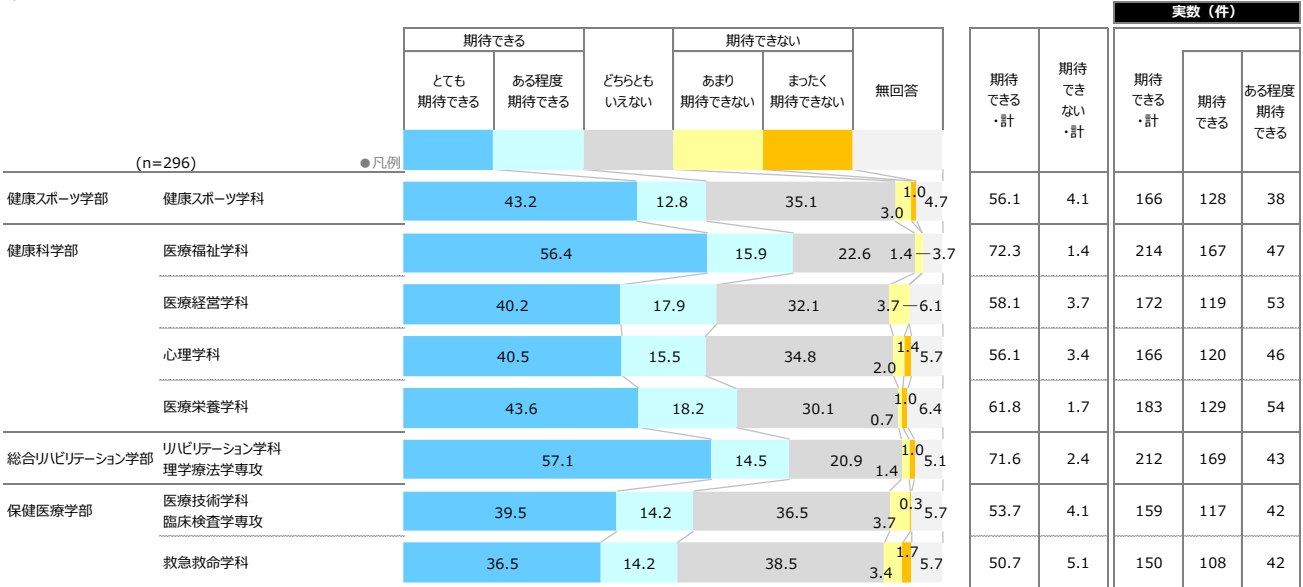


新学科（専攻）の受容性

1. 新学科（専攻）への期待度

- ▶ 広島国際大学の新学科(専攻)における教育や人材育成に対し、いずれの学科(専攻)も「とても期待できる」が3割強～約6割。
「ある程度期待できる」を含めた「期待できる・計」は過半数を占める。
- ▶ 一方、「あまり期待できない」「まったく期待できない」は、いずれの学科(専攻)も5%以下。

■新学部学科（専攻）における教育・人材育成に対する期待度（全体／各単一回答）
Q8. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるものをつ選び○をつけてください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以下低い

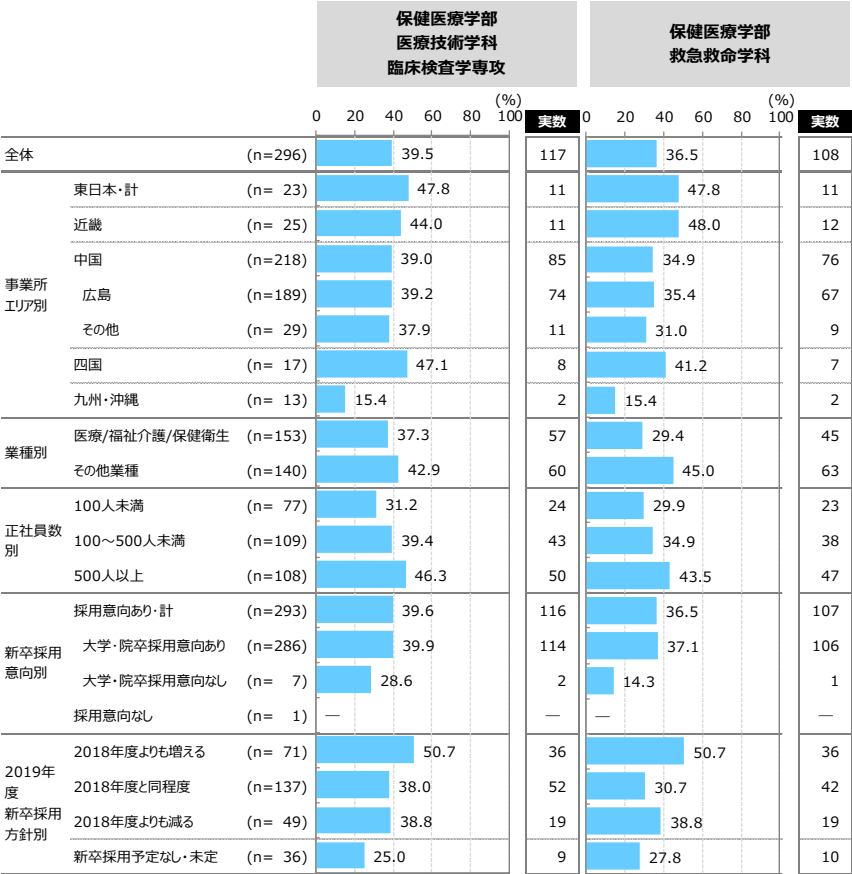
Q8_MX

保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科
期待度「とても期待できる」

- ▶ 医療技術学科 臨床検査学専攻に対する期待度：「とても期待できる」は、全体の40%。
- ✓ 事業所エリア別にみると、最も期待度が高いエリアは、東日本、四国が僅差で並ぶ。
 - ✓ 業種別にみると、その他業種の期待度が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど期待度が高い。
- ▶ 救急救命学科に対する期待度：「とても期待できる」は、全体の37%。
- ✓ 事業所エリア別にみると、最も期待度が高いエリアは、近畿、東日本が並ぶ。
 - ✓ 業種別にみると、その他業種の期待度が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど期待度が高い。

■新学部学科（専攻）における教育・人材育成に対する期待度：「とても期待できる」一覧（全体／各単一回答）

Q8. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるもの一つ選び○をつけてください。



Q8_TB

2. 新学科（専攻）卒業生の採用意向

▶ 今後新卒採用を実施予定の企業における、広島国際大学の新学科(専攻)で学んだ学生の新卒採用意向「採用対象・計」は、以下の通り。

※今後新卒採用を実施予定の企業は、全体の99%（結果は10ページに掲載）

<健康スポーツ学部>

▶ 健康スポーツ学科：57%。

<健康科学部>

▶ 医療福祉学科：70%。

▶ 医療経営学科：56%。

▶ 心理学科：59%

▶ 医療栄養学科：60%

✓医療福祉学科は、トップボックス「採用対象になる」(56%)が5割強を占める。

<総合リハビリテーション学部>

▶ リハビリテーション学科 理学療法学専攻：66%

✓リハビリテーション学科理学療法学専攻は、トップボックス「採用対象になる」(52%)が5割を超える。

<保健医療学部>

▶ 医療技術学科 臨床検査学専攻：45%

▶ 救急救命学科：35%

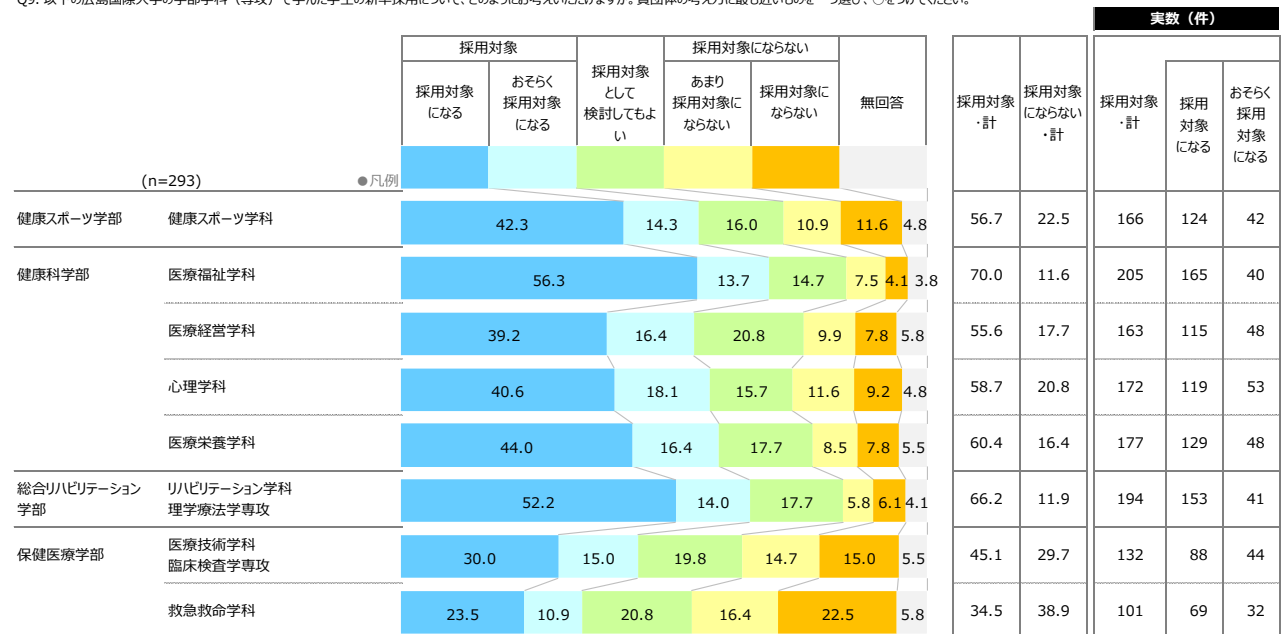
✓保健医療学部両学科の採用意向は他学科(専攻)に比べ相対的に低く、5割未満。

✓救急救命学科は、「採用対象にならない・計(あまり採用対象にならない+採用対象にならない)」の割合が採用意向と拮抗(39%)。

■新学部学科（専攻）新卒採用意向（新卒採用実施予定企業／各単一回答）

(%)

Q9. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）で学んだ学生の新卒採用について、どのようにお考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いもの一つ選び、○をつけてください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

Q9_MX

保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科
採用意向「採用対象・計」

▶ 医療技術学科 臨床検査学専攻に対する採用意向：「採用対象」は、新卒採用実施予定企業の45%。

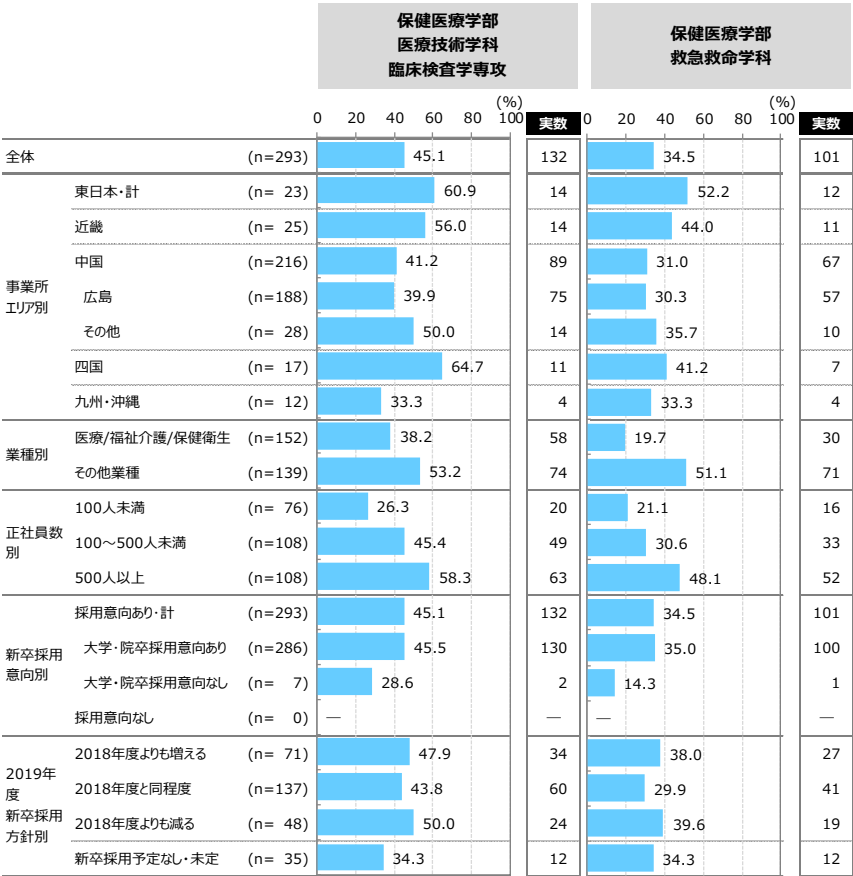
- ✓事業所エリア別にみると、最も採用意向が高いエリアは、四国(65%)。次いで東日本(61%)。
- ✓業種別にみると、その他業種の採用意向が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
- ✓正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど採用意向が高い。

▶ 医療経営学科に対する採用意向：「採用対象」は、新卒採用実施予定企業の35%。

- ✓事業所エリア別にみると、最も採用意向が高いエリアは、東日本(52%)。次いで近畿(44%)。
- ✓業種別にみると、その他業種の採用意向が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
- ✓正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど採用意向が高い。

■新学部学科（専攻）新卒採用意向：「採用対象・計」一覧（新卒採用実施予定企業／各単一回答）

Q9. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）で学んだ学生の新卒採用について、どのようにお考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いもの一つ選び、○をつけてください。



Q9.2B



資料：調査票・呈示資料

広島国際大学 学部/学科に関するアンケート

調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本学の教育にご理解・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学では現在、社会に求められる人材の養成に対する社会的ニーズや受験生の進学ニーズならびに大学を取り巻く環境の変化等に対応するため、新学部の設置や入学定員増など組織の再編を計画しております。そこで、このたびの検討をより充実させるために、本学への求人実績がある企業の新卒採用ご責任者・ご担当者の皆さまから率直な意見をお聞きし、学部新設/改編の参考にさせていただきたいと思い、アンケートを実施することとなりました。

ご回答内容については、個人情報を使用されることはございません。

業務ご多用の折、大変お手数ではございますが、下記のとおりアンケート用紙をお送りさせていただきましたので、本調査の主旨をご理解の上、何卒ご協力いただきたくお願い申し上げます。

敬具

2018年10月

広島国際大学

誠に勝手ながら、下記期日までにご回答いただけますようお願い致します。

●調査締切日のお願い **2018年11月16日(金)**

※同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函下さい。

貴団体名		お名前	
------	--	-----	--

はじめに、貴団体についてお聞きします。

問1. 貴団体の主業種をお選びください。(ひとつに○)

- | | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------------|
| 1. 農業・林業・漁業・鉱業 | 2. 建設業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5. 情報通信業 | 6. 運輸業 |
| 7. 卸売・小売業 | 8. 金融・保険業 | 9. 不動産業 |
| 10. 飲食店・宿泊業 | 11. 医療機関(病院・診療所・クリニック) | |
| 12. 社会保険・社会福祉・介護事業(老人、児童、障害等) | 13. 保健・衛生 | |
| 14. 幼稚園・保育園 | 15. 学校(小・中・高・大・専門等) | 16. その他教育・学習支援業 |
| 17. 上記までに含まれないサービス業 | 18. 官公庁・自治体・公共団体 | |
| 19. その他() | | |

問2. 貴団体の正社員数をお選びください。(ひとつに○)

- | | | |
|--------------------|----------------|------------------|
| 1. 100 人未満 | 2. 100～500 人未満 | 3. 500～1,000 人未満 |
| 4. 1,000～3,000 人未満 | 5. 3,000 人以上 | |

問3. 貴団体で過去 3 年以内に採用した新卒者の「最終学歴」をお選びください。(いくつでも○)

- | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|---------|
| 1. 高校卒 | 2. 短大卒 | 3. 大学卒 | 4. 大学院卒 |
| 5. 専門学校卒 | 6. その他() | | |
| 7. 新卒の採用はなかった →問 5 へお進みください | | | |

**問4. 貴団体の 2018 年 4 月入社(入所)の新卒採用状況についてお聞きします。
大学卒の方の採用数としてあてはまるものをお選びください。(ひとつに○)**

- | | | | |
|------------|----------------------------------|------------|--------------|
| 1. 1～9 人 | 2. 10～49 人 | 3. 50～99 人 | 4. 100～499 人 |
| 5. 500 人以上 | 6. 新卒は採用しなかった(0 人) →問 5 へお進みください | | |

**問5. 2019 年 4 月入社(入所)の新卒採用数について、現時点でどのような状況にありますか。
貴団体の方針に近いものをお選び下さい。(ひとつに○)**

- | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1. 2018 年よりも増えると思う | 2. 2018 年と同程度だと思う | 3. 2018 年よりも減ると思う |
| 4. 新卒の採用は行わない予定 | 5. 未定(わからない) | |

**問6. 今後の新卒者の採用にあたり、どのような「最終学歴」の方の採用をお考えですか。
貴団体にとって採用対象となると思われるものをすべてお選びください。(いくつでも○)**

- | | | | |
|----------|-----------|-----------------|---------|
| 1. 高校卒 | 2. 短大卒 | 3. 大学卒 | 4. 大学院卒 |
| 5. 専門学校卒 | 6. その他() | 7. 新卒の採用は行わない予定 | |

**問7. 今後の新卒者を含めた採用活動に際し、貴団体ではどのような能力を重視するお考えですか。
あてはまる能力を以下からすべてお選びください。(いくつでも○)**

- | | | | |
|----------------|----------|----------|-------------|
| 1. コミュニケーション能力 | 2. 主体性 | 3. 協調性 | 4. チャレンジ精神 |
| 5. 誠実性 | 6. 責任感 | 7. 論理性 | 8. 専門性 |
| 9. 職業観 | 10. 創造性 | 11. 柔軟性 | 12. 信頼性 |
| 13. リーダーシップ | 14. 一般常識 | 15. 外国語力 | 16. 日本語力 |
| 17. 数的処理力 | 18. 倫理観 | 19. 感受性 | 20. その他 () |

次のページにお進み下さい。

ここからは、広島国際大学で新設もしくは改組、定員増を行う学部・学科・専攻のことについてお聞きます。
別途お配りした『学部・学科・専攻 紹介リーフレット』をよくお読みいただき、お答え下さい。

問8. 以下の広島国際大学の学部学科(専攻)における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるものを一つ選び○をつけてください。

		とても 期待できる	ある程度 期待できる	どちらとも いえない	あまり 期待できない	まったく 期待できない
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	1	2	3	4	5
健康科学部	医療福祉学科	1	2	3	4	5
	医療経営学科	1	2	3	4	5
	心理学科	1	2	3	4	5
	医療栄養学科	1	2	3	4	5
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	1	2	3	4	5
保健医療学部	医療技術学科 臨床検査学専攻	1	2	3	4	5
	救急救命学科	1	2	3	4	5

※問9は、新卒採用をお考えの方にお聞きます。(問6で「7. 新卒の採用は行わない予定」を選択した方はここで終了です。)

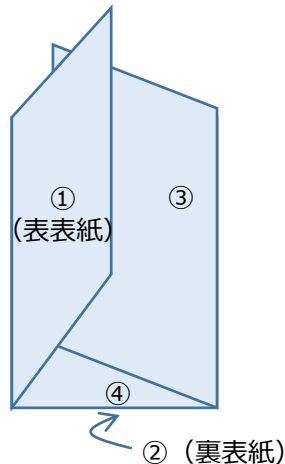
問9. 以下の広島国際大学の学部学科(専攻)で学んだ学生の新卒採用について、どのようにお考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いものを一つ選び、○をつけてください。

		採用対象 になる	おそらく 採用対象 になる	採用対象 として検討 してもよい	あまり 採用対象に ならない	採用対象に ならない
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	1	2	3	4	5
健康科学部	医療福祉学科	1	2	3	4	5
	医療経営学科	1	2	3	4	5
	心理学科	1	2	3	4	5
	医療栄養学科	1	2	3	4	5
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	1	2	3	4	5
保健医療学部	医療技術学科 臨床検査学専攻	1	2	3	4	5
	救急救命学科	1	2	3	4	5

質問はこれで終了です。長時間ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

呈示資料

✓※新学部・新学科の概要は、紹介リーフレット（三つ折）を用いて伝えた。



① (表表紙)

② (裏表紙)

③

広島国際大学 新学部、始動。

健康スポーツ学部 新設

健康スポーツ学科

健康科学部 改組

医療福祉学科 健康経営学科 看護学科 医療栄養学科

保健医療学部 総合リハビリテーション学部 定員増

2020年4月新設・改組予定 (設置構想中)

HIU 広島国際大学

④

健康科学部

(仮称 設置構想中)

「ともにしあわせになる学び舎」の実現に向けて、
新たな一歩を踏み出します。

こころ、身体、社会環境などを総合的に探究し、
人々のしあわせをマネジメントする。

健康、心、身体、社会、環境について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

医療福祉学科



医療経営学科



総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科 (理学療法専攻)

理学療法の専門知識と技術を用いて、地域の福祉に貢献する。



保健医療学部

医療技術学科 (臨床検査専攻)

チーム医療の一環として、専門知識と技術を用いて地域の福祉に貢献する。



健康経営学科 (仮称)

地域社会の健康を向上させ、企業の持続可能性に貢献する。



廣告社株式會社
KOKOKUSHA K.K.

保健医療学部 救急救命学科 教育体系図

大学院

卒業研究

専門総合分野

●救急救命学Ⅲ ●救急救命学Ⅳ

●教養総合学Ⅲ ●教養総合学Ⅳ

●教養総合学Ⅰ

4年次

3年次

2年次

●救急救命総合学 ●教養総合学Ⅴ

●救急救命学Ⅰ

●救急救命学Ⅱ

●教養総合学Ⅱ

専門分野

●救急救命総合実習

●特定行為処置論 ●精神医学

●救急救命高度実習Ⅰ

●救急救命高度実習Ⅱ

●救急災害システム論 ●救急関係法規

●災害・救護ボランティア演習

●救急症候・病態生理学Ⅰ ●救急症候・病態生理学Ⅱ

●臨床病態学Ⅰ ●臨床病態学Ⅱ

●救急現場活動学 ●小児科学 ●産婦人科学

●生命倫理 ●病院前救急医療概論

●救急救命処置概論

●救急救命処置実習Ⅰ

4年次

3年次

2年次

1年次

●救急システム実習Ⅲ

●救急システム実習Ⅳ

●環境障害・急性中毒学

●外傷救急医学Ⅰ ●外傷救急医学Ⅱ

●応急手当実習Ⅰ ●応急手当実習Ⅱ

●救急救命処置実習Ⅲ

●救急救命処置実習Ⅳ

●国内救急救命事情 ●国際救急救命学

●救急救命処置実習Ⅱ

●救急システム実習Ⅰ

●救急システム実習Ⅱ

専門基礎分野

●薬理学

●病理学

●人体構造生理学Ⅰ

●人体構造生理学Ⅱ

●人体構造生理学実習

3年次

2年次

1年次

●救急検査概論

●公衆衛生学

●生化学

●公衆衛生学

基礎分野

●救急統計学

●自然災害防災論

●ライフサイエンス論Ⅰ

●ライフサイエンス論Ⅱ

3年次

2年次

1年次

●救急実務英語

専門教育科目

オプション科目

スタンダード科目

○広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるとき

は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ 定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ 死亡したとき

ハ 退職を願い出て受理されたとき

ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。
ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 定年年齢は、満64歳とする。

2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。
(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日(法定休日)

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月29日から翌年1月3日まで

ニ 学園創立記念日(10月30日)

2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に

年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

- 2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につきのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。
- 4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。
- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。
- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない

ない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。

- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(復職支援)

第24条の2 前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

- 2 復職支援に関する手続きその他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日間のうち必要な日数
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日間のうち必要な日数
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

2 特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ 前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、看護休暇、介護休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務する。

3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員の育児休業、育児のための所定外勤務の免除、育児短時間勤務ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員の介護休業、介護短時間勤務、所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき

ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき

ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき

チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。

ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けずに即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

第9章 その他

(規則の改廃)

第48条 この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2017年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

○任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任、転任および転換をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号の職員を同条第1項の他の号の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

6 転換とは、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に基づき、有期雇用の職員を期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という)の職員として任用することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3 臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては学長室

長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

イ 専任の職員

ロ 特任の職員

ハ 嘱託の職員

ニ 客員の職員

ホ 非常勤の職員

ヘ 臨時要員

2 前項ロ号からヘ号の職員のうち、無期労働契約に転換した者については、無期雇用の職員として任用する。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

高等学校教諭、中学校教諭

ロ 研究職員の資格 特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ 技術職員の資格 技師1級、技師2級、技師3級

- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ 事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できる
とき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作
員、運転手、校員、校員補)

3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業
務嘱託として採用することができる。

4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則
および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に
対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用す
る。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定
める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用
する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学
非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサー

チ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)および
チューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

- 5 前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要があるとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(無期雇用の職員)

第13条の2 無期雇用の職員の職種、職階、採用の基準および手続等は、雇用期間の定めを除いて転換前と同じとする。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。
ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

- 2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ 履歴書

ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ 職務経歴書

ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

- 3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

- 2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 書類審査

ロ 面接試験

- ハ 筆記試験
- ニ 適性検査
- ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任・転換

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
- ロ 人事考課(事務系職員)
- ハ 筆記試験
- ニ 面接試験
- ホ 実技試験
- ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定

する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

(転換)

第27条 有期雇用の職員の労働契約が更新され、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に定める通算年数を超えたとき、当該職員から申込みがあった場合は、無期労働契約に転換するものとする。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2017年4月1日から施行する。
- 3 改正前の付則第3項の適用については、なお従前の例による。

○特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条 特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であつて、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2 当該年度の4月1日において満64歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき、および学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合であっても、当該年度の4月1日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2 教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3 前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。

4 定年後の再雇用に関する規定に基づき、学園を定年退職した者を引き続き特任教員として雇用する場合の雇用期間は、1年とする。

5 各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

6 前項の更新は、つぎの基準により判断する。

- イ 勤務成績および勤務態度
- ロ 勤務に耐えうる心身の状態
- ハ 職務を遂行する能力
- ニ 教育研究上の業績
- ホ 大学運営上の貢献度
- ヘ 担当科目のカリキュラム編成上の必要性
- ト 従事している職務の量的・人的必要性
- チ 学園の経営状況

7 第5項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

- イ 過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること
- ロ 教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること
- ハ 心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2 前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2 前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3 第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4 所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3 無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のとおりとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3 無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4 期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところによる。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4 無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5 無期雇用特任教員の定年年齢は満64歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満64歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

3 第1項により定年退職となった無期雇用特任教員の定年後の再雇用については、学校法人常翔学園就業規則第12条第2項(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則第12条第2項)を準用する。

(雇用契約の解約)

第4条の6 特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2 特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ 採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ 心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ 勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ 学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ 学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務につい

ては、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

2 年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。

3 特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。

4 その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。
- 3 この改正規定は、2018年10月1日から施行する。
- 4 2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考 ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

学内特別研究助成制度の概要

広島国際大学 研究支援・社会連携センター

2019 年度 広島国際大学「特別研究助成制度」（研究課題醸成タイプ）募集要領

一定の研究評価実績があり、且つ、社会へのブレークスルーとなるべく、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、広島国際大学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした支援制度です。

助成する研究課題は、平成 31 年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題において無審査で学長によって交付額が決定されますので、下記要領のとおり期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類
 - ①平成 31 年度科学研究費助成制度研究計画調書
※本制度用に改めて作成する必要はありません。科学研究費助成制度へ申請提出されたものをそのまま提出いただきます。
 - ②当該年度科学研究費助成事業審査結果
2. 助成の対象

平成 31 年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、基盤研究もしくは若手研究の研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題となります。

※若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプとの重複申請は可能です。但し、本タイプに採択された場合は、若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプは辞退いただきます。

※原則、過去の科学研究費助成事業採択実績は加味しません。

※本助成制度の採択翌年度も継続して本学への常勤在職する必要があります。

※2019 年度および 2020 年度退職を予定されている場合や 2019 年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。
3. 助成金額

1 件 1,000 千円を上限とします。
(1 課題あたり大凡 500 千円～1,000 千円の範囲)
4. 申請書の提出期限

2019 年 4 月 1 日（月）～ 2019 年 5 月 7 日（火）17 時【厳守】
5. 申請書の提出先

研究支援・社会連携センター
6. 審査結果の発表

2019 年 6 月 10 日（月）
※採択者へ通知します。

※助成金執行可能日については随時お知らせします。

執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

7. 審査等について

(1) 審査の方法

審 査：無審査制

決 定：交付の決定は学長により決定します。

(2) 採択後条件等

①採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ、当該制度採択研究課題（但し、「課題名」は必ずしも同一である必要はない）にて必ず申請し、且つ、本助成制度の採択翌年度も本学へ常勤在職する必要があります。
※任期付き契約の場合、本助成制度の採択年度末に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。

※常勤在職しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。

②採択された研究課題は、学内の研究成果報告会への出展や発表、イノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの出展要請や学内電子掲示板を活用した研究シーズの発信に係るデータ作成など依頼する場合があります。

8. 補足事項

(1) 助成する研究期間は1年以内とし、同一人に対して同一課題で引き続き2年以上の助成は行わないものとします。

(2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出いただきます。

(3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付す必要があります。

9. その他の留意事項について

(1) 採択された場合でも提出した研究計画調書に記載の申請額を満額助成するものではありません。次年度科研費申請に向けた研究の持続性を保持するための支援制度であることを予めご了解ください。

(2) 採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出し、所属学部事務室確認後、会計課へ回送することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更をすることができます。

この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない「機器備品・人件費」については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

※流用処理については、学内手続に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

- (3) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません。
- a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
 - b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
 - c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
【例：営利目的での申請】
 - d) 業務として行う受託（委託）研究
【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】
- (4) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
- a) 建物等の施設に関する経費
 - b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
 - c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - d) 臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
 - e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費
- (5) 機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

以上

2019. 4. 1 公示

2019年度広島国際大学「特別研究助成制度 (若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ)」募集要領

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を目的とした助成制度です。

助成する研究課題は、申請書の一次審査（研究開発推進委員会）ならびに決定審査（学長及び研究支援・社会連携センター長）によって決定されますので、下記要領のとおり既定様式の申請書を期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類 2019年度 広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ）」申請書・・・1部【両面印刷】
※必ずプリントアウトのうえ、提出ください。
※様式を改変して作成された場合や記入ルールに反しての記載は審査に付されませんので留意ください。罫線のずれ等は調整ください。
なお、使用する端末により様式のずれが発生する場合がありますので、必ず事前にPDFデータにて様式を確認ください。
2. 助成の対象 本学に在籍する教育系常勤職員のうち、助手・助教・講師職又は2019年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び2019年4月1日現在で39歳以下の博士の学位を未取得者が行う研究課題
なお、2019年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者が行う研究課題も含む。
※常勤ではない客員教員、嘱託教員、非常勤教員ならびに研究員及び本募集公示日以降に正式採用された教育系職員は助成の対象外です。
※2019年度文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として継続採択が確定している」あるいは公示日時点で応募中であり、2019年4月に「新規内定した者」は助成の対象外とします。
(2019年4月に内定が予定される科学研究費助成制度に応募中の研究者が申請する課題は、内定が判明した時点で審査対象から除外しますので、本制度への申請自体は可能です。)
※2019年度および2020年度退職を予定されている場合や2020年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。
3. 助成金額 1件当たり50万円まで
4. 予算総額 500万円
5. 申請書の提出期限 2019年2月22日（金）17:00迄【厳守】

6. 申請書の提出先 所属学部事務室
 ※研究支援・社会連携センターへの直接の提出は受付を行いません。学内便などで研究支援・社会連携センターに送付された場合も、返却いたしますのであしからずご了承ください。
7. 審査結果の発表 2019年5月7日（火） ※採択者へ通知します。
 ※助成金は2019年5月末頃より執行可能とし、執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。
8. 審査等について
- (1) 審査の基本方針・申請・採択後条件等
- ① 採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ必ず申請し、且つ、2020年度継続し本学へ常勤在籍すること。
 ※任期付き契約の場合、2020年度末までの間に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。
 ※常勤在籍しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。
 - ② 研究組織の編成は認められません。本制度における申請は必ず単独にて申請を行っていただきます。
 - ③ 広島国際大学特別研究助成制度（研究課題醸成タイプ）との重複申請は認めるが、本タイプと両方採択された場合は、本タイプは辞退いただきます。
 - ④ 採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST主催）などの産学官連携イベントへの参加を要請する場合がありますので、その際は必ず応じていただきます。
- (2) 審査の方法
- I. 一次審査
- 提出された申請書を下記の【基本評定要素】、【特別評定要素】について研究開発推進委員会委員により審査します。
- 【基本評定要素】
- (1) 研究目的が具体的かつ明確であるか（申請書の「研究目的」欄）
 - (2) 研究計画が適切であるか（申請書の「研究計画・方法」、「研究経費（費目）」欄）
- 【特別評定要素】
- (1) 独創性ほか、特段の理由があり是非とも採択すべきもの
- II. 決定審査
- 一次審査の評点ならびに応募状況等を勘案して、学長および研究支援・社会連携センター長により研究課題の採択ならびに研究費配分額を決定します。
 ただし、配分予算枠内にて一定の採択基準点内により、本助成の当該年度（2019年度）に文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に採択されたものは助成対象から除外し、次点評価の研究課題を繰り上げて助成します。

9. 補足事項

- (1) 助成する研究期間は1年以内とし、同一人に対して同一の課題で引き続き2年以上の助成は行いません。
- (2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出頂きます。
- (3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付するものとします。

10. その他の留意事項について

- (1) 本制度の交付当該年度に文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に採択のあったもの（継続採択含む）は、採択が判明した段階で、本助成の対象外として取り扱われることとなります。現在、2019年度科学研究費に申請中の場合、このことをご留意の上、本制度へ申請ください。

- (2) 採択された場合でも申請額が満額助成されない場合があります。申請に際しては、この点にご留意のうえ、申請くださいますようお願いいたします。満額助成されない場合、決定した助成額に基づく使用内訳を再度提出頂く予定です。
※但し、満額助成された場合は交付申請書に記載の内容に基づき予算編成を行いますので、申請書作成の際、計画的な申請額の編成に努めてください。

- (3) 提出いただく申請内容の経費を基に予算計上を行う都合から、採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更することができます。

この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

- (4) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません
 - a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
 - b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
 - c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

【例：営利目的での申請】

- d) 業務として行う受託（委託）研究

【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

- (5) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
- a) 建物等の施設に関する経費
 - b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
 - c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - d) 臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
 - e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費
- (6) 機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。また、申請書「研究経費」欄へ必ず品名・型番を、記載した上、別紙『広島国際大学「特別研究助成」申請機器 構成等計画書』様式を作成し、カタログ等を添付してください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

2019. 1. 21 公示

保健医療学部 救急救命学科 教育課程及び履修モデル

【履修モデル】		
① 高度救急救命学志向モデル	消防署・救命救急センター・総合病院・民間救急団体・医療関連施設・防衛庁・大学院博士前期課程進学	
② 救急救命学・地域志向モデル	消防署・救命救急センター・総合病院・民間救急団体・医療関連施設・大学院博士前期課程進学	
③ 公安・危機管理志向モデル	海上保安庁・警察・自衛隊・警備会社・医療関連施設・福祉施設・大学院博士前期課程進学	

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		① 高度救急救命学志向モデル				② 救急救命学・地域志向モデル				③ 公安・危機管理志向モデル				
				必 修	選 択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	
基礎分野	科学的 思考の 基盤	自然災害防災論	2前・後		2										○			
		救急実務英語	2前・後	1			●				●				●			
		ライフサイエンス論Ⅰ	1前・後	1		●				●				●				
		ライフサイエンス論Ⅱ	1前・後	1		●				●				●				
		救急統計学	3前・後	2				●				●				●		
	人間と人間 生活	ビジネスマナー論	1・2・3前・後	1		●				●				●				
専門基礎分野	と人体の 機能 構造	人体構造生理学Ⅰ	1前・後	2		●				●				●				
		人体構造生理学Ⅱ	1前・後	2		●				●				●				
		人体構造生理学実習	1前・後	1		●				●				●				
	程ち疾 と患の 回復の 過立	病理学	2前・後	1			●				●				●			
		生化学	1前・後	1		●				●				●				
		薬理学	3前・後	1				●				●				●		
		救急検査概論	3前・後	1				●				●				●		
		健康と社 会保障	公衆衛生学	1・2前・後	2		●				●				●			
	専門分野	救急救命 医学概論	生命倫理	1前・後	2		●				●				●			
			病院前救急医療概論	1前・後	1		●				●				●			
			救急災害システム論	2前・後	2			●				●				●		
			救急関係法規	2前・後	1			●				●				●		
			救急救命処置概論	1前・後	2		●				●				●			
			災害・救護ボランティア演習	2前・後	1			●				●				●		
救急救命 生理学・病 態学		救急症候・病態生理学Ⅰ	2前・後	2			●				●				●			
		救急症候・病態生理学Ⅱ	2前・後	2			●				●				●			
		臨床病態学Ⅰ	2前・後	2			●				●				●			
		臨床病態学Ⅱ	2前・後	2			●				●				●			
疾病救急救 命医学		救急現場活動学	2前・後	2			●				●				●			
		特定行為処置論	3前・後	2				●				●				●		
		小児科学	2前・後	2			●				●				●			
		産婦人科学	2前・後	1			●				●				●			
		精神医学	3前・後	1				●				●				●		
専門分野		急外傷 医学救 急	外傷救急救命学Ⅰ	2前・後	2			●				●				●		
			外傷救急救命学Ⅱ	2前・後	2			●					●				●	
		環境障害・ 急性中毒 医学・急 性	環境障害・急性中毒学	3前・後	1				●				●				●	
		臨地実習	救急救命処置実習Ⅰ	1前・後	2		●				●				●			
	救急救命処置実習Ⅱ		1前・後	2		●				●				●				
	救急救命処置実習Ⅲ		2前・後	3			●				●				●			
	救急救命処置実習Ⅳ		2前・後	3			●				●				●			
	救急救命高度実習Ⅰ		3前・後	2				●				●				●		
	救急救命高度実習Ⅱ		3前・後	2				●				●				●		
	救急救命総合実習		4前・後		2				○				○				○	
	応急手当実習Ⅰ		2前・後	1			●				●				●			
	応急手当実習Ⅱ		2前・後	1			●				●				●			
	救急システム実習Ⅰ		1前・後	1		●				●				●				
	救急システム実習Ⅱ		1前・後	1		●				●				●				
	救急システム実習Ⅲ		3前・後	1				●				●				●		
	救急システム実習Ⅳ		3前・後	6				●				●				●		
	国内救急救命事情		2前・後		1						○				○			
	国際救急救命学	2前・後		1			○											
	卒業研究	卒業研究Ⅰ	3前・後	2				●				●				●		
		卒業研究Ⅱ	4前・後	2					●				●				●	
	専門総合 分野	総合技術	救急救命学Ⅰ	3前・後	2				●				●				●	
救急救命学Ⅱ			3前・後	2				●				●				●		
救急救命学Ⅲ			4前・後		2				○				○				○	
救急救命学Ⅳ			4前・後		2				○				○					
救急救命総合学			4前・後		2				○				○					
教養総合学Ⅰ			2前・後	2			●				●				●			
教養総合学Ⅱ			2前・後	2			●				●				●			
教養総合学Ⅲ			3前・後	2				●				●				●		
教養総合学Ⅳ			3前・後	2				●				●				●		
教養総合学Ⅴ			4前・後	2					●				●				●	
履修単位数	専門教育科目（必修科目）					22	35	29	4	22	35	29	4	22	35	29	4	
	専門教育科目（選択科目）								8				8		2		4	
	専門教育科目（選択必修科目）						1				1				1			
	専門教育科目合計…①					99単位				99単位				97単位				
履修単位数（スタンダード科目／オプション科目）…②						25単位				25単位				27単位				
履修単位数（合計：①+②）						124単位				124単位				124単位				

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

保健医療学部 救急救命学科 科目認定読替表

番号	厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	単位数		時間数	
			講義	実習	講義	実習
一	公衆衛生学	公衆衛生学	2		30	
二三六七	解剖学 生理学 生化学 微生物学	人体構造生理学Ⅰ	2		30	
		人体構造生理学実習		1		45
		人体構造生理学Ⅱ	2		30	
		救急検査概論	1		15	
四 五 七	薬理学 病理学 微生物学	薬理学	1		15	
		病理学	1		15	
		ライフサイエンス論Ⅰ	1		15	
		ライフサイエンス論Ⅱ	1		15	
六	生化学	生化学	1		15	
八	内科学	臨床病態学Ⅰ	2		30	
		臨床病態学Ⅱ	2		30	
		救急症候・病態生理学Ⅰ	2		30	
		救急症候・病態生理学Ⅱ	2		30	
四 八 九 十二 十三	薬理学 内科学 外科学 整形外科学 脳外科学	救急救命処置概論	2		30	
		病院前救急医療概論	1		15	
		救急現場活動学	2		30	
		特定行為処置論	2		30	
九	外科学	外傷救急医学Ⅰ	2		30	
十二	整形外科学					

番号	厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	単位数		時間数	
			講義	実習	講義	実習
十	小児科学	小児科学	2		30	
十一	産婦人科学	産婦人科学	1		15	
十三	脳外科学	外傷救急医学Ⅱ	2		30	
十四	精神医学	精神医学	1		15	
十五	放射線医学	環境障害・急性中毒学	1		15	
十六	臨床実習	救急救命処置実習Ⅰ		2		90
		救急救命処置実習Ⅱ		2		90
		救急救命処置実習Ⅲ		3		135
		救急救命処置実習Ⅳ		3		135
		救急救命高度実習Ⅰ		2		90
		救急救命高度実習Ⅱ		2		90
		救急救命総合実習		2		90
		応急手当実習Ⅰ		1		45
		応急手当実習Ⅱ		1		45
		救急システム実習Ⅰ		1		45
		救急システム実習Ⅱ		1		45
		救急システム実習Ⅲ		1		45
		救急システム実習Ⅳ		6		270
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五	公衆衛生学 解剖学 生理学 薬理学 病理学 生化学 微生物学 内科学 外科学 小児科学 産婦人科学 整形外科 脳外科学 精神医学 放射線医学	救急救命総合学	2			30

2020年度以降 保健医療学部 救急救命学科 授業時間割表(案)

別紙資料10

履修年次		1年次			2年次			3年次			4年次			期間外講義 (○印は必修科目)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
曜日時限	科目名		科目名		科目名		科目名		科目名		科目名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
月	1	(甲田)232 哲 学									救急救命学Ⅲ (山本、竹井、佐々木、吉川、友安、坂口)133 ②		救急救命学Ⅳ (友安、山本、竹井、吉川、佐々木、坂口)144 ②		1年次 ◇スタンダード科目 スポーツ実習Ⅰ ◇オプション科目 【留学生特別科目】 日本事情a(田野) 日本事情b(田野) 日本語Ⅰ(杉本) 日本語Ⅱ(杉本) ◇専門教育科目 ○救急システム実習Ⅰ(友安) ① ○救急システム実習Ⅱ(坂口) ① 2年次 ◇スタンダード科目 専門職連携総合演習Ⅰ (吉川、佐々木) ◇オプション科目 スポーツ実習Ⅱ (金、瀬川、足立、服部、菅、塩川、市川、佐伯) ◇専門教育科目 ○応急手当実習Ⅱ(友安) ① ○救急実務英語(藤原ウエイン翔) ① 国際救急救命学(安田、友安) 国内救急救命事情(山本、坂口) 3年次 ◇スタンダード科目 専門職連携総合演習Ⅱ (佐々木、坂口) ◇オプション科目 教養ゼミ (吉野、原田、吉村、田野、鶴田、正司、村上) ◇専門教育科目 ○救急救命高度実習Ⅱ(竹井、山本、友安) ② ○卒業研究Ⅰ(竹井、山本、友安) ② ○教養総合学Ⅳ(安田) ② ○救急救命学Ⅱ(佐々木、安田、山本、友安、坂口) ② ○救急検査概論(安田、前田、清水、川中、山中) ① 4年次 ◇専門教育科目 ○卒業研究Ⅱ ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		(田野)233 文 学																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	2	法学 (吉村)235	グローバル化と人間a (原田)125		外傷救急医学Ⅰ (医師)143 ②		外傷救急医学Ⅱ (医師)323 ②		特定行為処置論 (山本)231 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		心理学 (鶴田)125	人間と文化a (正司)121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		歴史学 (橋本)121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		日本語表現法 (田野)234																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	数学基礎 (吉野)233	人間と社会a (吉村)233																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	3	芸術学 (原田)235	数学 (吉野)145		救急症候・病態生理学Ⅰ (医師)141 ②		救急症候・病態生理学Ⅱ (医師)141 ②		救急救命高度実習Ⅰ (山本、竹井、吉川、佐々木、坂口) 救急救命学実習室1・2 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		人間と自然b (園田)141	統計学 (間島)125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	4	化学 (林)142	人間と文化b (橋本)235		臨床病態学Ⅰ (医師)125 ②		臨床病態学Ⅱ (医師)125 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
物理学 (園田)231		科学実験a 科学実験b (上田、林、吉野) (林、上田、4・5時限 岡田、井山)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	経済学 (林)242	生物・化学実験室 生物・化学実験室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	政治学 (村上)121	文化人類学 (村上)125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
火	1	グローバル化と人間b (二宮、橋本、鶴田)234		小児科学 (江原)332 ②		救急救命学Ⅰ (坂口、安田、山本、佐々木、友安)144 ②		救急統計学 (竹井)144 ②		救急救命総合実習 (友安、安田) ② 救急救命学実習室1・2・3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		コミュニケーション論 (杉本)234	ドイツ語Ⅱ (甲田)233											自然災害防災論 (佐々木、坂口)133 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	中国語Ⅱ (橋本)336																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	ドイツ語Ⅰ (甲田)233		地域創生と危機管理 (井山、村上、鶴田、橋本)講堂		救急現場活動学 (安田)153 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	中国語Ⅰ (橋本)336																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	アカデミックリテラシー 1組(正司)148 2組(吉村)147 3組(井山)141	専門職連携基礎演習Ⅰ (坂口)	専門職連携基礎演習Ⅱ (坂口)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
水	1	ライフサイエンス論Ⅰ (太田)143 ①	ライフサイエンス論Ⅱ (太田)143 ①	公衆衛生学 (佐々木)121 ②		人間と社会b (赤井)233		ビジネスマナー論 (友安、安田、山本、竹井、吉川、佐々木、坂口)144 ①		救急システム実習Ⅲ (山本、安田、竹井、吉川、佐々木、友安、坂口) ①		救急システム実習Ⅳ (安田、山本、津村、竹井、吉川、佐々木、友安、坂口) ⑥																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		チュートリアル 安田、山本、津村、竹井、吉川、佐々木、友安、坂口	スポーツ学 (瀬川)234	病院前救急医療概論 (安田、山本)143 ①	Reading & Writing (平井)335									英語プレゼンテーション (チェリー)335																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	3	スポーツ実習Ⅰ (金、瀬川、足立、服部、菅、塩川、市川、佐伯)	救急救命処置実習Ⅱ (佐々木、坂口) 救急救命学実習室1・2 ②		検定英語 (山中)147 データサイエンスⅡ (宮崎、糸川)第2情報演習室 災害・救護ボランティア演習Ⅰ (友安) 救急救命学実習室1・2 ① 4・5時限		プログラミングⅡ (宮崎、糸川)第2情報演習室 教養総合学Ⅱ (安田)143 ②		薬理学 (医師)121 ①		環境障害・急性中毒学 (医師)141 ①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	人体構造生理学Ⅰ (青山)141 ②	Reading & Writing (平井)335 プログラミングⅠ (糸川、宮崎)第2情報演習室													英語プレゼンテーション (チェリー)335		データ解析 (宮崎、糸川)第2情報演習室 教養総合学Ⅰ (安田)143 ②		プログラミングⅡ (宮崎、糸川)第2情報演習室 教養総合学Ⅱ (安田)143 ②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																					5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

保健医療学部 救急救命学科 臨床実習施設一覧

救急システム実習Ⅲ

No.	実習施設名	所在地	実習受入 可能人数
1	広島市消防局	広島県広島市中区大手町五丁目20番12号	20
2	呉市消防局	広島県呉市中央3丁目1-34	20
3	東広島市消防局	広島県東広島市西条町助実1173番地1	20
実習受け入れ可能人数			60

救急システム実習Ⅳ

No.	実習施設名	所在地	実習受入 可能人数
1	東広島医療センター	広島県東広島市西条町寺家513	4
2	県立広島病院	広島県広島市南区宇品神田一丁目5番54号	4
3	広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	4
4	広島市立安佐市民病院	広島県広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	4
5	広島県厚生農業共同組合連合会尾道総合病院	広島県尾道市平原一丁目10番23号	4
6	広島県厚生農業共同組合連合会廣島総合病院	広島県廿日市市地御前1丁目3番3号	2
7	マツダ病院	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号	4
8	中国労災病院	広島県呉市広多賀谷1丁目5番1号	4
9	呉医療センター・中国がんセンター	広島県呉市青山町3番1号	4
10	岡山市立市民病院	岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号	4
11	総合病院回生病院	香川県坂出市室町三丁目5番28号	4
12	徳山中央病院	山口県周南市孝田町1番1号	2
13	徳島赤十字病院	徳島県小松島市小松島町井利ノ口103番地	2
14	徳島県立中央病院	徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3	2
15	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県高知市池2125番地1	2
16	北九州総合病院	福岡県北九州市小倉北区東城野町1番1号	2
17	別府医療センター	大分県別府市内竈1473番地	2
18	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89-1	6
実習受け入れ可能人数			60

保健医療学部 救急救命学科 臨床実習計画【概要】

月	1 年次	2 年次	3 年次		4 年次
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月			救急システム 実習Ⅲ	救急システム 実習Ⅳ	
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					
備考			■実施期間： 約 1 週間 ＜16 時間 ＋学内 29 時間＞ ■実習者数： 約 2～3 人 ■単位数：1 単位	■実施期間： 約 4 週間 ＜160 時間 ＋学内 110 時間＞ ■実習者数： 約 2～3 人 ■単位数：6 単位	

臨床実習計画 ①

区 分	内 容 等
実習科目名	救急システム実習Ⅲ（救急車同乗実習）
開講年次	3 年次
実施時期	10 月～2 月（学外実習はこの期間のうちの 2 日間）
実習期間 および 単 位	1. <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション ／25 時間 ○ 配属実習 ／16 時間 （2 日間を基本とするが、日数は当直実習の有無や 1 日あたりの実習時間を考 慮し実習施設毎に決める） ◎ 全 体 総 括 ／ 4 時間 2. <u>単位</u> 1 単位／学外 16 時間＋学内 29 時間
実 習 先	消防署
実習目的	1. 救急車に同乗し、実際の救急活動を見学する。 2. 救急車の出動や搬送、医療機関への引き継ぎ、活動記録などの救急業務について修得する。 3. 救急救命士を目指す者としての自覚を促す。
実習目標	1. 救急車の出動に関する様々な事項について説明できる。 2. 救急現場での救急患者やその家族への対応について説明できる。
実習内容	1. 実際の救急車出動に同乗し、救急現場での救急救命士の活動を体験する。 2. 救急車の点検作業など救急出動時以外の消防署での業務について体験する。
学 内 指導内容	<事前指導内容> 1. 臨床実習の意義と心構え 2. 臨床現場での実習に備えたマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護、SNSの利用に関する留意事項等） <事後指導内容> 1. 実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） 2. 実習の評価および反省 3. 報告会による相互評価
評価方法	次の 1～4 を併せて総合的に評価する。 1. 出欠状況 2. 実習先指導者の評価成績 3. 実習報告書 4. 実習報告会の内容

区 分	内 容 等
実習先との連携協力体制	1. 実習の指導体制 本学「救急救命学科」の実習科目担当教員（複数）および本学の関連部署職員が、実習前に実習先指導者や実習先施設職員と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 2. 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と綿密な連携のもと実習計画を立て、毎年、調整を図る。 3. 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員または本学関連部署職員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 4. 実習先の施設や本学主催の講習会・研修会への相互参加の推進 5. 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	3 年次		
月	10月～2月		
1 グループ (2～3人)	実習オリエンテーション (25時間)	配属実習 (16時間)	全体総括(4時間)

- ① 3 年次生（定員／50 人）を 2～3 人単位で 10～20 グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 施設 2～3 人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 当直実習の有無などにより日数変更の可能性がある。そのため、所定の実習時間を確保したうえで、実習期間は本学担当教員と実習先指導者との打ち合わせにて決定する。

臨床実習計画 ②

区 分	内 容 等
実習科目名	救急システム実習Ⅳ（病院実習）
開講年次	3 年次
実施時期	10 月～2 月（学外実習はこの期間のうち 4 週間）
実習期間 および 単 位	1. <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション ／ 100 時間 ○ 配属実習 ／ 160 時間 （4 週間 20 日間を基本とするが、日数は当直実習の有無や 1 日あたりの実習時 間を考慮し実習施設毎に決める） ○ 施設別総括 ／ 2 時間 ◎ 全 体 総 括 ／ 8 時間 2. <u>単位</u> 6 単位／学外 160 時間＋学内 110 時間
実 習 先	病院
実習目的	1. 救急救命士として必要な患者の救命・病状悪化防止のための処置の実際について体験する。 2. 実際の患者やその家族に接することで、観察力や判断力を高める。 3. 専門医師や医療スタッフ等と接することで、チーム医療の実際を体験する。 4. 救急救命士を目指す者としての自覚を促す。
実習目標	1. 病院の機能や、様々な医療スタッフの仕事や役割について説明できる。 2. 病院で行われているさまざまな救急治療について説明できる。 3. 病院における救急患者やその家族への対応について説明できる。
実習内容	＜救急救命士の病院実習ガイドラインに沿って、以下の業務について実施、介助、見学を行う＞ 1. バイタルサインの観察 2. 身体所見の観察 3. モニターの装着 4. 酸素投与 5. バッグマスク法 6. 気管内挿管 7. 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク 8. 気道内吸引 9. 喉頭鏡の使用 10. 人工呼吸器の使用 11. 胸骨圧迫心マッサージ 12. 開胸心マッサージ 13. 末梢静脈路確保 14. 点滴ラインの準備 15. 中心静脈確保 16. 輸液

区 分	内 容 等
実習内容	17. 輸血 18. 除細動 19. 救急薬剤の使用 20. 循環補助 21. 創傷の処置 22. 骨折の処置 23. 胃チューブ挿入 24. 胸腔ドレナージ 25. ナーシングケア 26. 精神科領域の処置 27. 小児科領域の処置 28. 産婦人科領域の処置
学 内 指導内容	<事前指導内容> 1. 臨床実習の意義と心構え 2. 臨床現場での実習に備えたマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護、SNSの利用に関する留意事項等） <事後指導内容> 1. 実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） 2. 実習の評価および反省 3. 報告会による相互評価
評価方法	次の1～4を併せて総合的に評価する。 1. 出欠状況 2. 実習先指導者の評価成績（救急救命士の病院実習ガイドラインに基づく） 3. 実習報告書 4. 実習報告会の内容
実習先 との 連携協力 体制	1. 実習の指導体制 本学「救急救命学科」の実習科目担当教員（複数）および本学の関連部署職員が、実習前に実習先指導者や実習先施設職員と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 2. 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と綿密な連携のもと実習計画を立て、毎年、調整を図る。 3. 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員または本学関連部署職員が実習施設を訪問し、各実習施設の実習指導者、学生、その他の必要な構成員と討議する。 4. 実習先の施設や本学主催の講習会・研修会への相互参加の推進 5. 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制の推進

■実習スケジュール

年次	3 年次			
月	10 月～2 月			
1 グループ (2～3 人)	実習オリエンテーション (100 時間)	配属実習 (160 時間)	施設別総括 (2 時間)	全体総括(8 時間)

- ① 3 年次生（定員／50 人）を 2～3 人単位で 10～20 グループに分け、上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 施設 2～3 人とする。
- ③ 実習先での「配属実習」の1日目に、「実習施設別オリエンテーション」を行う（1時間）。
- ④ 当直実習の有無などにより日数変更の可能性がある。そのため、所定の実習時間を確保したうえで、実習期間は本学担当教員と実習先指導者との打ち合わせにて決定する。

○広島国際大学学部長会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 研究科長
- ホ 教務部長
- ヘ 学生部長
- ト 学長室長
- チ 入試センター長
- リ 図書館長
- ヌ 情報センター長
- ル キャリアセンター長
- ヲ 国際交流センター長
- ワ 研究支援・社会連携センター長
- カ 研究支援・社会連携センター部長
- ヨ 専攻科長

(審議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること

- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ト 教育組織の新設および改廃に関すること
- チ 名誉教授の称号授与等に関すること
- リ 教員の留学に関すること
- ヌ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
- ル 学長が諮問した事項に関すること
- ヲ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(報告事項)

第4条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ロ 教授会および各委員会で審議した事項に関すること

(招集および議長)

第5条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第6条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第7条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2018年4月1日から施行する。

○広島国際大学保健医療学部教授会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学保健医療学部教授会(以下「教授会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

イ 保健医療学部長(以下「学部長」という)

ロ 保健医療学部教授(特任教授を含む)

2 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各1名の准教授を教授会に加えることができる。

3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 教授会は、保健医療学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ 学生の入学、卒業および学位の授与に関すること

ハ 単位の認定および学業評価に関すること

ニ 学生の留学に関すること

ホ 学生の転学部・転学科に関すること

ヘ 授業時間割の編成に関すること

ト 授業担当者の決定に関すること

チ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

リ 大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

ヌ 名誉教授の称号授与等に関すること

ル 教員の留学に関すること

ヲ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第4条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

イ 学部長会議で決定した保健医療学部に関すること

ロ 教員の人事に関すること

ハ 入学試験の判定基準および要綱に関すること

ニ 学生の表彰および懲戒に関すること

ホ その他各委員会で審議した保健医療学部に関すること

(招集および議長)

第5条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。

3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。

4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第7条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。

3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第8条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を

作成させなければならない。

- 2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第10条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

- 2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第11条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第12条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2015年4月1日から施行する。
- 3 保健医療学部総合リハビリテーション学科に関する事項は、総合リハビリテーション学部教授会で審議または報告する。

○広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(看護学)

学士(薬学)

学士(心理学)

学士(医療栄養学)

学士(医療経営学)

学士(医療福祉学)

学士(健康スポーツ学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会

に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

- 3 本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

- 2 前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。
- 3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第6までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長

会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2020年4月1日から施行する。
- 3 2018年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

〔様式省略〕

○広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する准教授となることのできる者

ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する講師となることのできる者

ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ニ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ 大学助手の経歴を有する者

ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

- ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
 - ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者
- (基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2016年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。

関連する授業科目のシラバス

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅰ	1	前期	1（30）	必修
	担当者	坂口 英児		

〔授業の目的・ねらい〕

自分が目指す職種や他職種は、サービスの利用者を中心としたチームのメンバーであり、その連携の重要性を理解する。また、専門職が有効に連携するために必要なコミュニケーション能力を修得する。さらに、専門職の連携に必要な「チーム医療の定義と背景」等、将来各職場におけるチームの一員として協働する際に必要な基礎知識を得る。

〔到達目標〕

専門職が有効に連携するために必要な事項について説明できる。

多職種連携において最適なチームワークを発揮するために不可欠なコミュニケーションについて説明できる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	専門職連携教育(IPE)導入にあたっての説明	IPEに関する教材を配布し、そのねらいや必要性を説明する。	予習:「キャリアブック」を読み、各専門職の業務内容と特色について調べ、それぞれの職種が利用者に果たす役割について理解しておくこと(各30分)。
第2回	健康・医療・福祉に関する専門職の種類と役割	健康・医療・福祉分野での専門職について、調べた内容について議論する。	
第3回	コミュニケーション(1) 社会人としてのコミュニケーションとは	社会人として必要なコミュニケーションスキルとは何かを学ぶ。	配付資料等を読んでおくこと 予習:ソーシャルスキルについて調べておく(60分)。
第4回	コミュニケーション(2) コミュニケーション・スキル・トレーニング	自己のスキルのレベルアップトレーニングにより、さらなる体得の糸口とする。	復習:自己のスキル評価をしておくこと(30分)。 予習:社会人としての敬語についての課題をやっておくこと(60分)
第5回	コミュニケーション(3) グループ演習(褒め方・表情のレッスンを含む)	グループワークでのプレゼンテーションスキルをチェックしながらチームで話し合う。	復習:敬語における不十分と思われる知識を再度学修しておく(30分) 予習:プレゼンテーションにおける自己表現について考えをまとめておく(60分)
第6回	コミュニケーション(4) グループ演習(プラス思考・相槌) ソーシャルスキルチェック	相手に与える印象を意識しながら、自己のソーシャルスキルを振り返る。	復習:他者への印象について理解を深める(30分)。 予習:相槌の重要性・プラスの発言の仕方などについて考えをまとめておく(30分)。
第7回	コミュニケーション(5) グループ演習(情報の伝達)	情報を的確に相手に伝えることの難しさを理解し、伝達スキルの重要性を考える。	復習:他者を承認する意味について理解を深める(30分) 予習:情報を言葉で伝達するための方法を調べておく(30分)。
第8回	コミュニケーション(6) グループ演習(チームビルディング)	一つの目標に向かってチームとして協働する過程を体感する。	復習:情報伝達に必要なスキルを振り返りまとめておく(30分)。 予習:チームとはどのようなものかを考えておくこと(30分)
第9回	多職種連携における重要概念を理解する。(A)チーム医療の定義と背景、(B)利用者中心の医療とQOL、(C)医療におけるチームの種類と特殊性、(D)日本の医療制度、(E)チームが成功するための必要な事項、(F)人権擁護	(A)～(F)から1つの項目をチームで担当して情報を収集し、プレゼンテーション資料にまとめ、ブロック内で発表する。	予習:担当する項目について情報収集、意見交換、プレゼンテーション資料をまとめておくこと。(各30分)
第10回			
第11回			
第12回			
第13回			
第14回			
第15回	発表とまとめ	調べた内容をチームごとに発表し意見交換を行う。	発表プレゼンテーションの準備をしておくこと。(各30分)

〔評価基準〕

プレゼンテーション(30%)、レポート(70%)

〔教科書・参考図書〕

◎『IPEの手引き』

◎『キャリアブック』

〔履修要件〕

特になし。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅱ	1	後期	1（30）	必修
	担当者	坂口 英児		

〔授業の目的・ねらい〕

将来における専門職間の連携を円滑に実践する基盤として、前期に引き続き専門職連携基礎演習Ⅱを実施する。本演習は、問題点の抽出・整理からその解決策の提案に至る基本プロセスについて、グループワークを通じて体験することに主眼を置く。

〔到達目標〕

自身の考えを他者に解り易く説明するとともに、他者と積極的にコミュニケーションする。

大学生生活を送る中から、生じた問題点を抽出・整理する。

列挙した問題点をチーム内で共有し、その解決を図るための方策を議論から導く。

チーム内で効率的かつ効果的に議論が進むように、各人が与えられた役割を果たす。

チームで議論した内容を明確に伝えるため、その成果を解り易くプロダクトとして纏める。

他者の意見にも耳を傾け、解釈し、より良い成果へと結びつける。

演習全体を総合的に振り返る（総括する）とともに、チームとしての機能性（連携性）を自己評価する。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	演習の概要を説明とグループ活動に向けた準備	・本演習の目標を含め、基礎演習全体の概要を説明する。 ・評価基準を明示する。 ・概要説明後、各チームに分かれて顔合わせ等を行う。 ・次週の演習「私の未来予想図」に向けた準備（ワークシートの作成）を促す。	予め導入講義用の資料を配布し、初日まで目を通しておく（30分）。次週の演習に向けワークシート（A4 1枚）を作成する（60分） 次週の演習までに、作成したレポートをグループの人数分印刷しておく。
第2回	初年次キャリアデザイン「私の未来予想図」	・準備学習でまとめたワークシートを基に、メンバーを前に各自発表する（自身を振り返って、自分の強み、価値観なども交えて発表するとともに、自身が描く将来像も発表する） ・発表内容に関して自由に質疑応答を行う（コミュニケーションする）。 ・次週の演習に向けた準備を促す。	次週から「問題点の抽出・整理・解決」を主題とした基礎演習に入る。 自身の半年間の学生生活を振り返って、生じた（感じた）問題点を予め列挙しておく（60分）。
第3回	【問題点の抽出・整理】 「半年間の学生生活が過ぎて」をテーマに…	・KJ法の説明 ・文殊カードへの記入（問題点の列挙） ・文殊カードの整理（島の作成） ・島に名札（課題）を付ける ・次週に向けて、抽出・整理された問題間の関連性を考える ・（一旦、作業を中断）今週分の成果を記録（次週、作業再開のために） ・次週の演習に向けた準備を促す。	次週に整理内容を図案化し、チームのプロダクトを作成する。そのために、自身のチームで整理した内容を表現するのに、最も適した図案を各メンバーが考えてくる（60-90分）。
第4回	【プロダクトの作成】 【整理内容の図案化】	・準備学習で各々が想定した図案（アイデア）を発表して協議する。 ・チームとしてのプロダクトの図案を決定する。 ・先週に協議した問題間の関連性についても図案に反映させる。 ・決定した内容をプロダクトとして模造紙にまとめる。 ・次週の演習に向けた準備を促す。	作成したプロダクトを記録（写真に収めておくなど）しておき、持ち帰って修正箇所などがないか、各自確認しておく（30-60分）。
第5回	【プロダクトの修正】 【名札に記された課題の整理】 優先課題の抽出、解決法を模索	・プロダクトの修正の提案があれば、チーム内で再検討する。 ・二次展開法を利用した優先課題の抽出に関する概説 ・チーム内で協議し、優先課題を抽出する。 ・掲げた優先課題について、効果的な解決方法を策定する。	問題間の関連性を想定しながら、どの問題を最も優先的に解決すべきかを考えておく（30分）。また、その解決の方法を各自で練っておく（60分）。
第6回	【プロダクトの作成】 【プロダクトの検証】 【最終成果発表会に向けた準備】	・優先課題の抽出、その解決法の策定に関するプロダクトを模造紙で作成 ・第5回までに作成したプロダクト共にプロダクト全体を再検証する。 ・最終発表に向けて、チームとしての見解を整理する。	最終的なプロダクトを作成するにあたり、不足する事項などが無いか各自検証しておく（30分）。
第7回	【最終成果発表会】	・ポスターセッション形式（巡回形式）で発表会を実施 ・duty timeを決め、発表側と聴講側に分かれて協議する。（聴講側は、必ず他の2つ or 3つのチームとの間でdiscussする） ・反省（振り返り）材料とするため、協議内容はメモを残す	最終発表会を通じた議論を受け、演習全体の反省（振り返り）を各自行っておく（30-60分）。
第8回	【反省会（自己点検）、自己評価の実施】	・振り返りシート（自己評価を含む最終レポート）を作成 ・ファシリテーターからのフィードバック事項があれば伝達 ・ルーブリックによる最終評価（ファシリテーターが発表開講の担当チームの活動内容を評価する）	

〔評価基準〕

演習への参加度、チーム内での個人の活動状況、プロダクトの完成度、成果発表会での行動、反省会での行動と振り返りシートの内容に関して、所定のルーブリック評価表を用いて評価する。

〔教科書・参考図書〕

説明用の配布資料あり。

〔履修要件〕

学科混成でチームを編成する。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅰ	2	期間外	1（30）	必修
	担当者	吉川 孝次		

〔授業の目的・ねらい〕

本学のすべての学科・専攻を訪ね、その職務内容、学習内容について一通り把握する自分の学科・専攻では、説明に回る。他学科の学生と、専門的な用語を用いてコミュニケーションを実践する。各学科で養成する職種についての説明や実習器具などの体験を通じて、自分の志望する職種との連携のあり方について考える機会とする。

〔到達目標〕

本学の学科・専攻での専門職とその職務内容、学習内容について一通り把握する。

専門職がどのように連携しているのか、その方法と内容を学ぶ。

自身が所属する学科・専攻の専門性について、十全に説明できるように改めて把握しなおす。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	オリエンテーション	見学スケジュールを説明。 本学の学科・専攻の構成を把握する。 自分の所属する学科・専攻の説明の準備をする。	1)これまで本学の専門職連携教育(IPE)で学修した多職種連携の目的や各専門職の役割、チーム内に求められるコミュニケーション能力等について復習しておくこと。(60分) 2)シラバスを読んでおくこと。
第2回	医療栄養学科	管理栄養士の業務内容・役割について、調理実習室・給食実習室の見学とフードモデルを用いて自分の栄養バランスのチェックを行いながら理解していく。	自身の普段の食事について疑問点をまとめておく。 医療栄養学科の学生は当日説明ができるように事前準備を行う。
第5回	看護学科	高齢者体験や小児模型を用いて看護の対象者の特性や背景を知るとともに、患者に最も近くで関わる看護師の役割を学修する。	乳幼児期と成人期、老年期にある特性の違い(ことごと大人・高齢者の身体機能や認知機能の違い)を考えておく。
第6回	薬学科	安全な薬物療法を実施するために、薬剤師が行っている業務内容を体験する。	配付資料を一通り読んでおくこと。
第7回	診療放射線学科	診療放射線技師の業務内容と役割について、医用画像診断装置と放射線治療装置の見学を通し、患者様の立場から理解を深める。	配布された資料やインターネット等を使って医用画像診断装置と放射線治療装置の特徴について調べておく。
第8回	救急救命学科	救急現場と同じ救急車や住宅内を再現した実習室の見学やAED等の体験を通じて、救急救命士の役割を理解する。	学科のHPから救急救命学科のカリキュラムの内容や資格について調べておく。
第9回	医療福祉学科	各専攻に係る専門職の職場や業務内容、専門性について説明する。	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士)の業務内容や役割について、新聞記事や文献等で理解を深めておく。
第10回	医療経営学科	医療経営学科における教育の特徴、関連資格などを理解し、病院情報システム(電子カルテ)の紹介や診察・入院・スタッフステーションの仕事と病院管理業務との関わりについて知る。	1)学部学科のカリキュラムの内容を調べておく。 2)医療経営に関する資格と医療事務の仕事内容を調べておく。
第11回	リハビリテーション学科	リハビリテーション専門3職種である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のそれぞれの職務について、その違いと共通点についての理解を深める。	配布された資料やインターネット等を使って各職種の特徴について調べておく。
第12回	リハビリテーション支援学科	障害と義肢装具の種類、義肢装具の製作方法、フィッティングと測定分析について説明する。	自分の所属学科で、切断や歩行困難など、義肢装具が必要になる症例があるか、調べておく。
第13回	心理学科	臨床心理士の業務内容と役割について説明する。質問票やPC、生理指標等を用いた多様なアセスメント、箱庭療法の見学を通して、患者様、ご家族の立場から理解を深める。	配布資料やインターネット等を活用し、各質問票と箱庭療法の特徴について調べておく。
第14回	健康スポーツ学科	健康スポーツ学科の特色や健康づくりに貢献する「地域リーダー」の役割を知る。	学科のHPから健康スポーツ学科のカリキュラムの内容や進路について調べておく。
第15回	プレゼンテーション	プレゼンテーションを実施する。	各学科で説明された内容、自分の専門との関わりについて、メモや写真などを準備、整理しておく。 グループ内で担当箇所の予行演習を行っておく。

〔評価基準〕

演習は、全出席を原則とし、成績評価を行う。成績は、ルーブリックにあるように、授業への参加態度、専門職連携の必要性和意義に対する理解(ミニレポート課題)、チーム内のコミュニケーションの成熟、サービス利用者やその家族についての理解、問題点の抽出と解決策の提案、ケアプランの内容、内容の構成、スライド内容、発表方法、質疑応答について採点する。

〔教科書・参考図書〕

◎『IPEの手引き』

◎『キャリアガイドブック』

〔履修要件〕

専門職連携基礎演習Ⅰ・Ⅱを履修した者以外は不可。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅱ	3	期間外	1（30）	必修
	担当者	佐々木 広一		

〔授業の目的・ねらい〕

多学科の学生混合の少人数チームを編成し、PBL形式を用いて互いに効果的なコミュニケーションを図る。
健康・医療・福祉分野の事例におけるサービス利用者やその家族の生活におけるニーズや問題点を情報共有する。
最適なケアプランを提案するまでのチーム内のプロセスを修学し、その過程や検討したケアプランの内容について聴衆にわかりやすく伝える。

〔到達目標〕

チーム内の発言を良く聞き、意見の対立や葛藤を解決しながら、互いの考えを尊重しチームの合意を得ようとするチーム運営スキルを理解し、その実践に尽力できる。

多様な価値観、信念、ニーズに沿いながら事例の背景や状況を深く理解し、他の専門職を尊重しながら各自の立場で意見を述べるができる。

ニーズ把握からケアプランの作成に至るプロセスをメンバー全員の視野の広い建設的なディスカッションにより進めることができる

本授業の成果、ケアプランを考えたプロセス、検討したケアプランの内容について効果的にわかりやすくプレゼンすることができる。

取り組んだ事例における多職種連携の意義が自分の言葉で説明できる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	オリエンテーション	本授業の目的、方法等について理解し、提示された事例の概要を理解するとともに、学生毎に担当する事例を決定する。	1) これまで本学の専門職連携教育（IPE）で学修した多職種連携の目的や各専門職の役割、チーム内に求められるコミュニケーション能力等について復習しておくこと。（60分） 2) シラバスを読んでおくこと。
第2回～第5回	演習第1日目	1) 自己紹介、アイスブレイキング 2) チーム運営スキルについての演習 3) ケアプランの作成に至るプロセスについての演習 4) 事例の内容のサービス利用者やその家族の状況、専門職との関わりについて理解を深めその内容を共有する。	各自の専門職のユニホーム、名札の準備をすること。 以下の予習をしておくこと。（60分） 1) 担当する事例の内容をよく理解し、不明な専門用語や内容について下調べを済ませておくこと。 2) 各自が関わる専門職と事例の内容との関わりについて説明ができるようにしておくこと。（目指す専門職との関わりが少ない事例では、サービス利用者やその家族などの当事者の視点で内容の説明ができるようにしておくこと）
第6回～第9回	演習第2日目	1) サービス利用者やその家族のニーズ（意向）の把握 2) 課題（問題点）の抽出、整理・分析 3) 課題解決のための方向性の検討とケアプランの目標設定 4) 具体的なサービス内容を含んだケアプランの作成	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分）
第10回～第13回	演習第3日目	1) パワーポイントファイルを用いたプレゼンテーションの準備を行う 2) 4日間の学修の振り返り	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分） 必要に応じてノートパソコンを準備すること。
第14回～第15回	演習第4日目	1) 本授業により得られたケアプランやそのケアプランに至ったプロセス、本演習の学修成果について、聴衆にとって理解しやすいプレゼンテーションを行う。 2) 他チームのプレゼンを聴講する。	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分）

〔評価基準〕

基礎点（60%）、個別の評価（8%）、チームの到達度（16%）、プレゼンテーション内容（16%）

〔教科書・参考図書〕

「専門職連携総合演習Ⅱ（学内演習）の手引き」をオリエンテーションにて配布する。

〔履修要件〕

特になし。